

平成24年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....
1. 開議 平成24年2月28日 午前10時10分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 淺 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

.....
1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	加 藤 多久美
市民部参事(事)国保年金課長		石 毛 勝
経 済 環 境 部	長	中 村 治 幸

建設部長	糸久博之
会計管理者	江澤弘次
教育長職務代理者教育次長	長谷川淳一
農業委員会事務局長	藤崎康雄
選挙管理委員会事務局長	小出聰一
監査委員事務局長	麻生和敏
財政課長	吉田一郎
介護保険課長	宮崎充
下水道課長	藏村隆雄
水道課長	醍醐文一
学校給食センター所長	石川孝夫
学校教育課長	山下和代
総務部参事(事)総務課長	小出聰一
厚生課長	石川良道
農政課長	加瀬芳之
建設部参事(事)道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	勝又寿雄

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	森田隆之
副主査	廣森孝江
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主査補	須賀澤勲

+

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第5号)

平成24年2月28日(火)午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第33号

質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

監査委員から1月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、小山議員より発言を求められていますので、これを許します。

○小山栄治君

2月24日の私の一般質問の発言の中で、不適切な発言がありましたので、おわび申し上げますとともに、発言の取り消しをさせていただきたく、お願い申し上げます。

○議長（鯨井眞佐子君）

お諮りします。ただいまの小山議員の申し出のとおり、発言の取り消しをすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

発言の取り消しをすることに決定しました。

なお、小山議員の発言の取り消しにより、この発言に対して、執行部答弁の該当部分も議長の職権により削除します。

日程第1、議案第1号から議案第33号を一括議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては、自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いします。

最初に、林修三議員の質疑を許します。

○林 修三君

それでは、私の方から、まず、議案第7号、八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問いたします。

この条例の第6条2項に委員構成が挙げられております。1番が学校教育関係者から(4)までございますけれども、この中の(3)家庭教育の向上に資する活動を行う者についてということがございましたが、これについて具体的にお伺いいたします。

○教育長職務代理人（長谷川淳一君）

お答えいたします。家庭教育に資する活動を行う者ということで、実際には、家庭教育活

動を行っている方、具体的に申しますと、子育てサークルのリーダー、また、子育てのサポーター、また、家庭教育に関する相談員、児童福祉司の方、そういった方から選任したいというふうに考えております。

○林 修三君

(3)に、家庭教育の向上の資する活動を行う者について挙げていただいたことは、大変、私もいいことだと感ずるところでございます。八街市だけではなく、全国的に家庭教育の課題が大変多い中で、こういった方々を取り上げて、いろんな意見をいただくことは、大変大事なことです。ぜひ、そういった取り組みで、選考をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、あわせて、図書館設置条例、これは今回やはり同じように条例の一部を改正する等、うたわれておりますが、この公民館の設置及び管理と、委員構成の中で、同じ委員構成がされております。この辺は整合性をとられたと思うんですけども、その辺のお考えについてお伺ひいたします。

○教育長職務代理人（長谷川淳一君）

今回の改正ですけれども、いわゆる地域主権改革一括法、この制定に伴いまして、社会教育法、また、図書館法がともに改正をされました。それを受けまして、公民館運営審議会委員の委嘱基準、さらに図書館協議会委員の任命基準もそれぞれ文部科学省で定める基準を参酌して、条例で定めたというものでございます。それぞれの改正に伴いまして、委員の選定基準を学校教育関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験者というふうに定めておりますので、整合性を図っておるところでございます。

○林 修三君

当然これは、公民館は公民館運営審議会ですから、公民館に関わること。それから、図書館は図書館に関わることで、委員を選考されると思うんですが、それにあたっての内規的なものはございますでしょうか。

○教育長職務代理人（長谷川淳一君）

それぞれの選任といいますか、選考にあたりましては、内規的なものはございません。それぞれの業務といいますか、中央公民館の運営業務、また、図書館の運営業務にそれぞれ精通している方々から、それぞれ選任していきたいというふうに考えております。

○林 修三君

わかりました。ただ、公民館と図書館というのは、目的等々についても異なるもの、同じ社会教育であっても異なるものですから、ぜひ、やはり今後、そういったことを進めるときには、当然、選ぶときに違いをもってするんでしょうけれども、内規的なものを少し作っていく方向でお願いしたいなというように思います。これはお願いでございます。

次に、議案第9号ですが、スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についてということで、今回、上程されました。これは、スポーツ基本法の改定に伴うというような説明もございますけれども、振興から推進に改正するという点について、この辺の経緯に

ついてお伺いいたします。

○教育長職務代理人（長谷川淳一君）

スポーツ振興法が、今回、全部改正されまして、新たにスポーツ基本法が平成23年に制定されたということに伴いまして、今回、スポーツ振興審議会条例を改正するというものがございます。このスポーツ基本法の法律第31条におきまして、スポーツ審議会がスポーツ推進委員会に。また、この法律の第32条におきまして、体育指導員がスポーツ推進員に名称が変更されたことによりまして、本市に関係する条例につきましても、あわせて改正するというものがございます。

○林 修三君

では、あわせまして、今、スポーツ振興課というのがございますけれども、これもこの先、スポーツ推進課というような、名称を変えるようなお考えはありなんでしょうか。

○教育長職務代理人（長谷川淳一君）

今後、課の名称の変更につきましては、関係団体等と協議しながら、変更について検討してまいりたいと考えております。

○林 修三君

同じ教育委員会、もっと突き詰めると社会教育課の中に、あそこは振興を含めてですけれども、社会教育課では、社会教育推進大会というのがございますよね。毎年、社会教育振興大会。それから、今おっしゃっている、スポーツ推進員になると。それらを受けて今後の検討の中に、スポーツ振興課を推進課にするかというようなことを含めて、振興と推進というその辺の名称について、同じ教育委員会の中でございますので、ぜひ、ひとつ理解、統一的なものを進めていった方が市民にはわかりやすいのかなというように思いますので、ご検討いただきたいというように思います。

次に、議案第25号ですが、平成24年度八街市一般会計予算の中で、歳出4款1項2目予防費の中で、今回、大変ありがたいことに、市長さんのご英断で、高齢者肺炎球菌ワクチン接種、75歳以上の理由と、その市内対象者についてお伺いするものです。どうぞよろしくお願いします。

○市民部長（加藤多久美君）

まず、第1点目の対象年齢の考え方でございますが、我が国におけます肺炎というのが、死亡率が第4位に位置しておりまして、年齢階級別に見てみますと、肺炎による死亡率は特に75歳以上で、男女ともに急激な増加が見られるという点でございます。

また、国内の臨床試験におきまして、高齢者における肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンの併用接種群とインフルエンザワクチンの単独接種群を比べた場合、併用接種群が単独接種の群と比べ、75歳以上で肺炎による入院頻度が優位に低下しているという報告が出されていることから、一応、対象年齢を75歳以上としたものがございます。

それから、2点目の対象者数ということでございますが、本市におけます75歳以上の人口は、平成23年9月末で5千932人となっております。この摂取見込数につきましては、

一応、接種率を15パーセントと見込みまして、約890人を予算化してございます。この接種率の15パーセントにつきましては、平成21年から平成22年にかけては、千葉県内で肺炎球菌ワクチンの接種を受けた方の率が11.2パーセントということでございまして、これを考慮して15パーセントを設定したものでございます。

○林 修三君

希望接種者、今、お答えがありましたように15パーセントと。これは、仮にですが、例えば20パーセントになってしまったというときには、補正等で組むと、こういうお考えでよろしゅうございますか。

○市民部長（加藤多久美君）

議員ご指摘のとおり、見込数を上回った場合は、補正措置ということで考えております。

○林 修三君

わかりました。よろしく願います。ありがとうございます。

続いて、同じ4款1項5目環境衛生費の中で、家庭用小型合併処理浄化槽設置事業費の減額理由及び最終目標設置数等がおありでしたら、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

この家庭用小型合併処理浄化槽の補助金につきましては、平成23年度が54基で、平成24年度につきましては37基を予定しております。

なお、これにつきましては、最終目標というものは定めておりません。この居住環境の向上ということを考えますと、水洗化を促進するということですので、これについては今後も行っていきたいと。ただし、これは平成24年度が大幅に基数が減った理由の1つといたしまして、平成21年度から平成23年度まで、これにつきましては、モデル事業として実施いたしまして、市の負担が6分の1ということで、この3年間実施してまいりました。これが、平成23年度で切れる関係で、平成24年度につきましては、国・県・市それぞれが3分の1ずつという関係で、県・市の財政状況も非常に厳しい中で考えますと、このような基数になるということでございます。

○林 修三君

減額理由についてはわかりましたけれども、市民の中には、これは、水道課と関係することになってくるんですけれども、要は水道は引きたいけれども引けないという地区もございますよね。そういうところで、当然、小型合併浄化槽の需要が生まれてくるわけですが、水道課と連携の中で、少しでも水道が引けていけるような状況を大変厳しい財政でありますけれども、少しでも、そういう状況を今後とっていただきたいなというようなことをお願いしたいと思います。

次に、9款5項1目社会教育総務費の中で、最初に青少年健全育成費が若干ではあります減額されております。これについてお伺いいたします。

○教育長職務代理人（長谷川淳一君）

減額の主な理由ということでございますけれども、大きいものとしたしましては、成人式

の記念品代ということで、平成23年度と比較して、平成24年度は成人式を迎える対象人数が減るということで、まず、そこで減額されております。それと、記念品の単価も若干、見積単価で引き下げておりますので、それらを合わせまして減額となっております。

それと、平成23年度は千葉県集い大会印旛地区大会が八街を会場として行われたことによりまして、青少年相談員のTシャツ購入費を計上しておりましたけれども、それがなくなったということで、あわせて減額になっておるといふことでございます。

○林 修三君

もう一つは、次に青少年健全育成都市宣言ということで、この辺の取り組み状況について、小山栄治議員の一般質問と重なるところがあるかもしれませんが、再度お伺いしたいと思います。

○教育長職務代理者（長谷川淳一君）

青少年健全育成都市宣言として、平成20年3月に宣言をいたしましたところでございます。その取り組み状況ということでございますけれども、日頃から学校におきましては、有害サイトの情報モラル教育に取り組んでおると。また、家庭では有害サイトに対するフィルタリングのサービスの利用等の対応を依頼しております。

また、長い休みの期間、夏休み等の期間中におきましては、青色パトロール車によります見回りの実施。それから、祭礼開催時のパトロール等も実施をしております。

また、平成23年度におきましては、夏の青少年を健全に育てる運動期間におきまして、八街駅において、乗降客にポケットティッシュを配布し、啓発活動を実施する一方で、万引きストップポスターを作成し、各学校とイオン等に掲示いたしまして、万引き防止を呼びかけたところでございます。

また、昨年末から八街商店会の協力をいただきまして、子どもたちに対し、声かけ運動を行っていただいております。

そのほかといたしましては、平成24年度からは、一般質問等でもお答えしておりますけれども、学校・家庭・地域が連携した各地区共通理解のもとで、共通行動を起こすということで、八街っ子サポート連絡協議会を発足いたしまして、青少年の健全育成強化に努めたいというふうに考えております。

○林 修三君

さまざまな取り組みをしていただいているということですが、1つ伺いたいのは、社会教育連絡協議会から平成22年8月に、青少年健全育成に関わる提言をしております。職務代理者、この辺については、承知しておりますでしょうか。

○教育長職務代理者（長谷川淳一君）

提言は、詳しくは読み込んでおりませんが、いただいているのは存じ上げております。

○林 修三君

それでは、最後に、ぜひ、もう一度、提言について、教育委員会の中で見ていただき、4

課の連携の中で、この提言を答申いただけるような形を早く進めていただきたいし、今の取り組みにつきましても、たくさん行っていただけていますけれども、予算的というと微減しているところがございます。こういう財政逼迫の折なので、やむを得ないところもわかりますけれども、明日を担う子どもたちのための予算につきましては、私は譲るべきじゃないかなというように思っています。ぜひ、前向きな取り組みをお願いしまして終わります。ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、林修三議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、私の方からは、議案第2号、特別職の職員等の給与の一部改正について。付議案4ページ、説明資料は3ページでございます。

本則による減額についてということでお尋ねをいたします。

市長の給与、これを100分の10、副市長を100分の7、教育長を100分の5という削減幅を拡大しようと、それを1年間延長しようと、こういう改正案でございますけれども、市長、副市長、教育長、これは年間の減額幅、金額、これは幾らになるかわかりますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、今回の改正による影響額ということで申し上げます。条例上の給与額との比較ということで、地域手当、あるいは期末手当の影響も含めた差額で申し上げますと、市長が145万5千148円の削減ということでございます。それから、副市長が85万2千784円。それから、教育長が56万6千831円の減ということになります。

○桜田秀雄君

これは、平成15年以降、いわゆる本則による改正を行わないで、こうした特例によってずっと行われています。一昨日、私がある会合に参りまして、10名ほどいたんですけれども、その中で市民の皆さんから、市長の給料86万円は高過ぎるんじゃないかと、こういうお話をいただきました。私もうっすらと80万円は切っているんじゃないかなと、細かい数字がわかりませんでしたので、そのように申し上げたところ、出席者の皆さんから「何言っているんだ。市長の給料は86万円じゃないか」と、こういうふうに変な叱咤されたわけでございます。

広報で市民に対して給料等について報告されておりますけれども、例えば広報やちまた紙上に特別職の報酬等の状況として、市長給与は月額86万円、副市長給与72万円、議会は報酬でございますから、議長報酬が44万5千円、副議長報酬が40万円、委員長報酬36万5千円、議員報酬が35万5千円と記載をされています。確かに、ただし書きで、特例で云々ということは書かれていますけれども、市民はなかなかそこに目が向かないんですね。なおさら、議員については、そのまま、いわゆる本則での表示になっていますし、そういう意味では、市民の皆さんが誤解をするのも、これは当たり前じゃないかと、こういうふう

思うんですね。参加者のうち8名までが、誤解をされていたと、そういうことになるのかなと思うんですが、市長も市の財政を大変心配しまして、10パーセントを自ら削減しようと、こういう提案であろうかと思うんですけれども、そうした市長の行為が市民の8割の皆さんには理解をされていないと、こういうことになるかと思うんですね。

また、市長もご存じのように市長選挙がありました。この中で、ほとんどの候補者は、もう市長給与を削減していこうと、こういうことを公約にされておりました。本則による86万円、類似団体でいいますと、99万円から55万円まで、大変幅がございましてけれども、もう本則に戻ることはあり得ないんじゃないかと、こういうふう思うんですね。市長が自分が市長のときに、市長給与の削減をしたくないと、こういう気持ちはわかるんですけれども、私はやはり、わかりやすい市政運営という立場から本則による改正が望ましいのではないかと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

本則による改正ということでございますけれども、市長をはじめとする特別職の給与につきましては、今お話がありましたように、各団体の規模であるとか、財政状況であるとか、それから過去の経緯、これらによって、独自の判断によって定められてきたものというように考えております。他団体との比較というのが適当かどうかはわかりませんが、他団体、千葉市を除く県内の都市、35市と比較をしてみますと、決して私どもの市の市長の給与の額が高いということではございません。順番で申し上げますと、35市中、上から19番目というような位置にございます。そういうことで、いろいろと考え方はございますけれども、決して、そういう意味からは高額であるというようには、現在考えておりませんので、今回本則では改正をしないということにさせていただきます。

○桜田秀雄君

わかりました。高いと私も思っていないんですけれども、やはりわかりやすい市政運営、そういう観点から今後検討していただきたい、このように思います。

次に、議案第3号、一般職の職員の給与等の一部改正、付議案5ページ、説明資料では6ページでございます。

臨時職員等の任用についてでございますけれども、議案説明資料6ページに、臨時職員の任用制度の概要が記載されております。市の職員は、今520、530名ですか。平成23年度臨時職員、これは延べ312名ほど採用していると、このように先ほどお伺いをいたしました。市の行政にとって、もはや臨時職員抜きにしては、日常の仕事は回らないと、こういう状況になっていますので、そういう意味で制度を整備する。こういうことには、大変私も歓迎をしたいなど、このように思っているわけでございますけれども、制度の主な内容のうち、選考については、これは市が設けている選考委員会がありますよね。統一的にここで扱うのですか。職員の採用等の選考委員会がありますよね。

○総務部長（浅羽芳明君）

臨時職員の採用につきましては、それぞれ担当課の方で履歴書の確認、あるいは面接等を

して採用を決定しているということをございまして、今お話がありました選考委員会というのは、特に正式な採用においても設けてはおりません。

○桜田秀雄君

先ほども申し上げましたけれども、臨時職員の力なくして、市の行政は成り立ちません。こういうことをございますから、さまざまな資格をお持ちの皆さん、あるいは知識をお持ちの皆さん、こういう方が、この312名の中にはおられるんであろうと、こういうふうに思うんですね。中には即戦力になる人材も多いと思いますし、また、臨時職員の就労意識、それを高める。あるいは人事の活性化をする。そうした意味で、こうした皆さんに職員の道が開かれるような、そういう条項というのは入れないのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご承知のとおり、まず、正規の職員の採用につきましては、当然その採用試験、これらを経て受験成績、その結果等によりまして、採用するかどうか、このような判断をしておるところをございまして、当然その試験の結果というのが第一になるわけをございます。また、地方公務員法の方では、臨時的任用は正式任用に際して、いかなる優先権を与えるものではないというような規定がございます。そのようなことから考えますと、当然、競争試験を経て採用になるということになるろうかと思ひます。

○桜田秀雄君

それでは、議案第5号、市税条例の一部改正について、これは付議案7ページ、説明資料では13ページをございます。

さまざまな意味で、市民の皆さん、国民の皆さんにご負担をかけて、東北の被災者を応援していこうと、こういう趣旨であらうと思ひますけれども、そういう意味では被災者支援として大変ありがたいなど、こういうふうに思っているわけをございます。この改正で、例えば八街市民が年間に負担する金額、あるいは期間中に負担する金額、そうした試算があれば、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の税条例の改正に見込まれる増収見込みということで、ご答弁をさせていただきます。

今回の改正に伴って増収が見込まれるというものにつきまして、まず、1点目が個人市民税の均等割の税率の引き上げということでございまして、これにつきましては、調定額ベースで約1千700万円程度を見込んでおります。

それから、もう一つ、退職所得に係る10パーセント税源控除の特例の廃止、これに伴う増収見込額をございますけれども、調定額ベースで約300万円程度。それから、市たばこ税の税率改正に伴う増収見込額につきましては、約8千600万円程度ということで見込んでおります。

○桜田秀雄君

私は税制に疎いので、大変申し訳ないんですが、上納という言葉を使つては、ちょっと語弊があると思ひますが、この財政というのは、一旦、市の一般会計に入つて、それから国

庫に行くという、そういう手法をとられるのですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

税でございますので、一般財源に充当するということになります。

○桜田秀雄君

では、次に議案第6号、市庁舎建設基金の条例の廃止について、付議案9ページの説明資料では14ページでございます。

この理由でございますけれども、提案理由として、庁舎の建設の予定がないこと。あるいは基金の有効利用を掲げられておりますけれども、条例が制定をされた平成6年当時、この基金を作るための提案理由、これがわかればお願いいたします。

○財政課長（吉田一郎君）

この庁舎建設基金につきましては、平成5年3月補正予算で、当初5千万円ほどで積み立てられておりますけれども、申し訳ありませんけれども、そこまでしか調べておりませんで、当時の議案等は調べてございません。

○桜田秀雄君

現在、庁舎は第1庁舎から第5庁舎まで、あるいは総合保健福祉センタービルからなっておるわけでございますけれども、第2庁舎は、これは昭和38年に建設をされておまして、耐震性にも大変問題がございます。このことから、建設の予定がないという提案理由、これは私は成り立たないんじゃないかなと。もう何年か後には、この第2庁舎、これは何らかの手を打たなければいけない。こういう状況であろうと思うんですね。総合保健福祉センター、これは平成7年に建てられましたけれども、約20億円近くのコストがかかっています。そうした意味では、この条例を存続させて、この条例の第6条の中に、繰り替え運用という方式もありますよね。この第6条を使って繰り替え運用では、やはり難しかったんですか。

○財政課長（吉田一郎君）

今現在、その繰り替え運用を使って4億5千380万円ほど使ってはございます。これにつきましては、決算書等にも基金の貸付金ということで明記されておりますけれども、今現在、その4億5千380万円の返済のめどが立っておりませんことから、新たに繰替運用をするよりは、廃止して、一般会計の方に帰属させるという方法を選んだものでございます。

○桜田秀雄君

では、議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算書222ページでございますけれども、地域防災計画修正業務費、これについて、若干お尋ねをいたします。

先般、一般質問の中でも丸山議員から指摘があったように、国民保護条例、このときには八街は海に面していないにも関わらず、その構想の中に湾岸条項、港湾条項、こういうのが組み込まれていました。また、防災マップにつきましては、肝心の避難所が3カ所も欠落をしていたと、こういう事例もございます。皆さんもご存じかもしれませんが、スケートの浅田真央さん、この前、自分で私製本を出そうと、こういう話でございましたけれども、その内容について、一部、意にそぐわない。こういうことで、1冊1千350円の印刷済みであ

った本を大量に破棄されました。これは、いわゆる民間では当たり前のことですよ。そうした、委託した物件に瑕疵があったと。そういうときには、これはキャンセルする、返品をする、返品できる。民間では、私は当たり前のことだと思うんですよ。そういう事例がありました。貴重な税金を委託業者に支払った経緯があるわけでございますけれども、地域防災計画の修正は、やはり県との整合性、これを抜きにしては考えられません。一定のモデル、あるいは考え方が県の方からも示されるわけですから、八街の特徴、これを加味すれば、作成は可能ではないか、修正は可能ではないか、このように思うんですよ。既に佐倉市は、その計画そのものを市の職員が作っているんですよ。もっと職員の皆さんを信頼して、歯を食いしばってでも、今回の修正案は職員にやってくださいと。そして、八街市はやはり委託費というのが予算の中で大きな割合を占めています。こうした委託経費の削減をやはり図っていくべきではないか、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かにいろんなところで反省すべきところはあるかと思えます。それから、職員を信頼してというようなお話がありましたけれども、私どもは職員は信頼しないから委託をするということではございませんので、その辺につきましては、お答えをさせていただきます。

それから、ご指摘のように、基本的に地域防災計画、これらにつきましては、それぞれの自治体で地域事情はありますけれども、基本的な考え方、これに大きな差はないというふうに思います。したがって、ある程度、画一的なものになるという部分は否めないというようなことは実際に考えております。しかしながら、そこにはかなり専門的な知識、それから技術が必要になるというようなこと。それから、先ほどもありましたように、県の計画と整合性を図る、この必要があるということ。それから、ご存じのとおり、かなり分厚い計画になっております。したがって、そこに盛り込むべき内容とか、ボリューム、これは相当程度になるということが予想されます。こういったことを考えると、時間的、あるいは人的な制約、そういったことで正確性とか、迅速性という観点ということに立ちますと、委託ということにさせていただきたいということで提案をさせていただいたものでございます。

○桜田秀雄君

東日本大震災、復興計画が今進められているようです。一応、国の予算は通ったんですけども、各地方自治体の中では、いわゆるそうした地域防災、あるいは街づくり、こうした専門家がいなくて、計画そのものができないと、予算要求ができないと、こういう状況に今あるわけですね。そうした意味では、これを機会に、そうした専門職を養成していく。こういうことが大変大事になってくる、このように思うんですが、一部、答弁の中にございましたけれども、再度その辺についてお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど佐倉市のお話もございましたけれども、聞くところによりますと、複数の専門的なといいますか、専任の職員を置いて、複数年かかって見直しをしているというような状況のようでございます。他市は他市としまして、私どもとしても、先日の一般質問の中でもあり

ましたが、県の防災計画、これも何か前倒しをされるような、そういうような議会報告もございました。そういった中での時間的制約とか、そういったことを考えると、今回、委託という形をとらざるを得ないのかなというように考えております。

○桜田秀雄君

以上で終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、桜田秀雄議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時47分)

(再開 午前10時57分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、石井孝昭議員の質疑を許します。

○石井孝昭君

通告順に従いまして、質問させていただきます。予算書の133ページでございます。

ひとり暮らし高齢者等訪問業務についてご質問させていただきますけれども、執行部の説明なり、一般質問なりで、ひとり暮らしは660人いらっしゃるということでございました。これは、今年度から新規事業ということで、どのような訪問制度になるかなというふうに期待をしているところでございますけれども、民生委員の皆様なり、また、そこにボランティアの皆さんを募ったりして行うということでございますけれども、具体的な内容についてご質問をさせていただきたいと思っております。

○市民部長（加藤多久美君）

今回、新年度予算で、ひとり暮らし高齢者等の訪問業務ということで、25万1千円、計上させていただいたところでございます。既に一般質問の方で、若干、市長の方からも答えたとおりなんですけれども、これにつきましては、既に昨年10月から試行的ということで、市の社会福祉協議会の方に登録してございます傾聴ボランティア、クローバルという会がございまして、そこに協力をお願いして、ひとり暮らし高齢者、これは希望者でございまして、その方に訪問して、いろいろとお話し相手になっていただいていると、そういう業務でございまして、これについて、この4月から本格的に始めるということで、予算化をしたものでございます。

現在、この傾聴ボランティアの方の登録数が、一応17名ということでございまして、この方々について、傾聴ボランティアが訪問していいか、ひとり暮らし高齢者の希望をとりました。その方が約70名ございまして、その方に随時、定期的に訪問していただいて、お話し相手、よくお話を聞いていただくということが主でございまして、それも、お話し相手イコール見守りということの中の事業として捉えていただいてもよろしいかと存じております。

この予算につきましては、市社会福祉協議会の委託という感じにするわけですが、この傾聴ボランティアの17名の方の活動費等々を計上してございます。これにつきましては、市長が公約してございます、ひとり暮らし高齢者訪問業務の1つのうちということで、これがすべてではございません。今後、これを起点といたしまして、いろんな見守り事業、基本的には、まだイメージの段階でございますが、高齢者の見守りのネットワークというのを考えてございまして、それと、この傾聴ボランティアの訪問を含めて、本市に合った、ひとり暮らし高齢者の訪問業務という感じで、平成24年度中にいろいろと関係機関と協議して、平成25年度から本格的に始めたいというようなことで考えておるところでございます。

○石井孝昭君

この事業、北村市長の肝いりで、隗より始めよということで、このたびスタートした事業とお聞きしております。これから、また、老人の皆様は来ていただく方がいるだけで、本当に安心されると。私も先般、老人の方から呼ばれて、1軒行ってきましたら、来ていただけるだけありがたいということでありましたので、非常に安心しておりました。発展することをご祈念申し上げたいというふうに思う次第でございます。

続きまして、同じページですけれども、緊急通報装置設置管理事業費についてご質問させていただきます。

これは、予算説明のときに、平成21年度が375台、平成22年度が384台ということで設置をされていますけれども、今年度の設置状況はいかがでございましょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今年度、この通報装置関係でございまして、1月末現在の数字で答えさせていただきますと、1月末で約347台が設置数となっております。

○石井孝昭君

この緊急通報装置設置ということでございますけれども、ひとり暮らしの高齢者には何台ぐらい設置しているか。把握していれば、その台数を教えていただきたいんですけれども。

○市民部長（加藤多久美君）

緊急通報装置なんですけれども、ひとり暮らしの方につきましては、平成24年1月末で先ほど言ったとおり347台で、全体が、そのほか高齢者世帯のみの方が、一応75台、その他障がい者の方が4台ございまして、1月末現在、総体は426台で、先ほど347台で報告した数字は、ひとり暮らしの方だけで347台、全体では426台が1月末でございます。

○石井孝昭君

このひとり暮らし訪問制度が始まる中で、この緊急通報装置設置業務、こういう事業があるということの中で、1つボタンを押せば緊急体制がとれるという設備でありますので、民生委員さん、ボランティアさんに、こういった制度もありながら、ひとり暮らしの方が安心して暮らせるように設置されますこと、また、ご祈念を申し上げたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、147ページ、保育所の運営委託業務についてご質問させていただきたいと思っております。

今現在、風の村保育園の方に委託をしておりますけれども、この件に関して国の補助と、また、市の支出金はどのくらいになっているか、お願い申し上げます。

○市民部長（加藤多久美君）

私立風の村保育園関係のことでございますが、平成22年度決算から述べさせていただきますと、平成22年度、運営費の負担金といたしまして、国が2分の1負担でございます。その金額が2千243万9千855円、県の負担金が4分の1が来ます。この金額が1千121万9千927円。残りの4分の1が、一応、市の負担ということで、県の負担金と同じという捉え方でございます。

それで、平成22年度、市の方から運営費委託費として、風の村に委託料として支出した金額は6千439万960円でございます。このうち風の村を利用している保護者の方からいただいた保育料が、平成22年度が1千298万7千600円でございます。このことから、約6千439万円から国の2分の1、県の4分の1、それから保育料を引いた金額がいわゆる市の負担分ということになります。

それから、この運営費負担金のほかに一時預かりとか、休日保育とか、そういう業務を風の村で行っております。それに対して、市から運営費の補助金という形で別途支出してございます。これは、運営費負担金のほかということでございまして、この辺の持ち出しは平成24年度予算分として、約800万円ぐらい市の持ち出しがあるということで、大体、私立風の村保育園に対して市の持ち出し、一般財源の投入額というのが、1年間トータルしますと2千200、2千300万円が市からの持ち出しの金額ということになります。

○石井孝昭君

少子化の中で子どもも減ってきているということの中で、運営委託、非常に大変な事業になるかなというふうに思っておりますけれども、これから、毎年その運営費がかかるということで、裏では後ほど、国庫の補助があったりとか、そういった部分はあるんでしょうけれども、施設整備事業、今回計上されております、その事業に関してですけれども、最近他県、他市では、駅前の空きルームとか、空きテナントを一時的に借り上げて保育所運営をしているというところもあります。新規事業に対して反対というわけではないんですけれども、例えば、そういった視点で駅前活性化のために、県とか国の補助をもらって空きルームとか、空きテナントを利用して、そういった保育園の運営をしていくところもございまして、今回を見ると新規ということでございます。その辺の見解について、どのような方向性なのか。要は一般質問の中では、ゼロ、1、2歳児の中で60人不足している中で、今回の新規事業では、ゼロ、1、2歳児は、その半分の30人というふうになることがわかりました。残りの半分のゼロ、1、2歳児の問題である30人は、実際どうなるのか。それと、今後臨時の保育士さんを昨年度は3名雇用した中で、不足の分を回ったんでございますけれども、その臨時保育士さんを増やしていくという中での対応ができないのか。その辺の見解をご質

問させていただきます。

○市民部長（加藤多久美君）

本市におきましても、やはり保育園の待機児童が多いということで、一般質問の方でも2月1日現在70名ほど出ているということでございまして、今回、平成24年度の新年度予算で、私立の認可保育園に対して補助金を支出して、定員が66名ということで、予算の方を提出させていただきました。これについては、一般質問の方でも服部議員の方にも説明したんですけども、今、八街におけます公立の保育園が6園、私立1園ということで、今回、私立が平成25年4月1日で1園増えるということで、公立と私立のバランス的に、今まで八街は公立部分が多過ぎたという昔からの事情がありまして、近隣市町を見ますと、結構、私立も多いということで、平成18年度から公立に対する施設整備に補助金が全く出ないということで、これから新規に認可保育園を作るには、今現在は私立、社会福祉法人に建てていただくしかないという、それほど私ども財源の関係から一般財源で公立を建てるわけにいきませんので、そうしますと、今回やはり、まずは待機児童の解消は1点目は認可の保育園を建設しまして、定員を拡大していくというのが1点目ということで、今回予算に計上したところでございます。その建設をしても、やはりゼロ歳、1歳、2歳の待機児童の解消には至らないということでございまして、この点につきましては、私ども、これ以上、認可保育園を増やし続けるということは、今後の人口推計、また、市の財政負担等を考えますと、なかなか厳しいものがあるということで、できれば幼稚園型の認定保育園等の検討も含めて考えざるを得ない。それから、新しい子ども子育て新システムの中で、家庭的保育等がございまして、少人数の保育とか、それについても子ども園給付の対象になるということがございますので、その辺について今後、平成24年度以降、私ども市民部、あるいは教育委員会、あるいは行革推進室等におきまして、今後の保育園、幼稚園のあり方等を検討して、本市の実情に合った待機児童の解消等を含めて検討しなくてはいけないというふうに考えているところでございます。

○石井孝昭君

この10年後、20年後、恐らく子どもが多少減ってくるという予測の中では、ここ最近の状況では、いたし方ないんでしょうけれども、先を見たときに、どのような考えを持つのかなというのが重要であるかなというふうに思います。ですので、この新規の保育園に関しては、また、委員会に付託されると思いますけれども、活発なご意見を期待させていただきたいというふうに申し上げます。

続いて155ページ、生活保護費、総務費の中の緊急特別措置事業、住宅の手当についてご質問をさせていただきたいと思います。この扶助費に関しては、増加の一途をたどっておるということでございますけれども、この住宅手当について、具体的に内容をお聞かせいただきたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

この緊急特別措置事業の住宅手当につきましては、離職者、職を離れた方が就職活動が安

心して行えるよう、就職能力及び就労意欲のある、平成19年10月1日以降の離職者で住宅を喪失、あるいは喪失するおそれがある方に対しまして、アパートの家賃相当額を住宅手当として支給するものでございます。これについては、平成21年10月から新しく設けられた制度ということになっております。

○石井孝昭君

離職者ということでございますけれども、生活保護に行く前に、ある程度カウンセラーなり、その辺の周知徹底をしていただいて、仕事に就いていただいて、できれば、このような措置がとられないように、減額していければいいのかなというふうに思う次第でございます。

続きまして、169ページ、自動車騒音常時監視業務についてご質問させていただきます。この件について、詳細をお聞かせいただきたいと思っております。

○経済環境部長（中村治幸君）

この自動車騒音常時監視業務につきましては、従来、県において実施されておりました。これにつきましては、平成23年に成立いたしました地域の自主性及び自主性を高めるための改革に関する法律によりまして、県よりすべての市に事務が移譲されたと。この内容につきましては、国道・県道を中心に、八街市の場合ですと4区間を騒音測定及び評価をします。これを国に報告するという業務でございます。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

続きまして、不法投棄監視対策費の減額理由についてご質問させていただきます。

不法投棄監視員が毎年20人ほど、たしか予算措置をとられていると思っておりますけれども、私の考えで申し上げますと、各年度の区長さんがいらっしゃいますけれども、区長さんなり、区長さんがやめられた翌年度に任命をされていると。毎年区長さんが任命される中で、各区を預かる区長さんに、この不法投棄監視員の資格というのはどうかわかりませんが、そういった責務のある中で、その不法投棄監視員を区長の皆様にも任をいただくと。これは予算措置を私はしなくても、そういったものが今後できるんじゃないかなという気持ちもございます。この不法投棄監視業務については、多少減額を昨年よりされておりますけれども、その減額理由とあわせて答弁をいただければと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

この不法投棄監視対策費でございますが、まず、警備会社に委託しております夜間の監視業務、これにつきましては、前年まで47回監視回数をしていただいておったんですが、新年度は30回に回数を減らす。これにつきましては、近年、大規模な投棄違反等の報告が少ないということで、回数を減らさせていただきました。

また、不法投棄監視員の報酬費でございますが、ただいま議員さんからご指摘のありました20名の方をお願いしているわけですが、区長等ということで、区長をおやめになってもやっていただいている方もいらっしゃいます。これにつきましては、市の今回の方針といたしまして、10パーセントの削減ということで、月額報酬を3千500円から3千円にさせ

ていただいたということでございます。

○石井孝昭君

ありがとうございました。回数が減ったということでございますけれども、不法投棄が蔓延しないように、やっていただきたいというふうに思う次第でございます。

続きまして、181ページと187ページ、花いっぱい運動花き育苗業務についてと緑のカーテン推進事業について、別々の事業というふうにはお聞きしておりますけれども、昨年の一般質問の答弁ですと、花いっぱい花き運動を来年も展開していくんだということと、緑のカーテンにおきましては、夏の節電対策も含めて、昨年は庁舎ということでしたけれども、来年度以降は小中学校にも、その輪を広げていくというような答弁をいただいております。その内容についてご質問をさせていただきます。

○経済環境部長（中村治幸君）

まず、この花いっぱい運動につきましては、現在、今年度、平成23年度につきましては、市内のNPO法人1団体とボランティア団体1団体をお願いいたしまして、駅周辺や泉台団地の周辺に花の植樹をしていただいております。

それから、この緑のカーテン推進事業につきましては、これは、ただいまありましたように、今年の夏の消費電力の抑制ということも予想される中で、平成24年度につきましては市内の幼稚園、保育園、それから公共施設、市役所、図書館、中央公民館等、公共施設にゴーヤの苗を設置して節電に努めたいというふうに考えております。

+

+

○石井孝昭君

ありがとうございました。

続いて、182ページの製茶工場協同組合補助金についてご質問をさせていただきます。

八街はご存じのとおり、昨年、放射能においての荒茶の方が非常に被害をこうむったということでございますけれども、この製茶工場協同組合補助金、昨年に比べての金額割合と本市として、昨年度の問題に対しての補助金が付いたのかなというふうに思ったんですけれども、その辺の予算措置の内容についてご質問させていただきます。

○経済環境部長（中村治幸君）

製茶工場協同組合につきましては、金額は4万円と少額でございますが、この目的につきましては、茶園の育成や品種の改良ということでございまして、近年、茶園の面積も減っております。また、私どもの方の考え方でございますが、組合員に対する補助金というよりは事業に対する補助金に徐々に切り替えてまいりたいという考えもございまして、今回4万円の補助金のままでございますが、この放射能問題につきましては、また、この4月から基準も変わるということも聞いております。これ等を考えながら、この八街市の製茶工場協同組合に対して、今後、補償のあり方については検討してまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

今の部長の答弁で、食品衛生法上、4月から基準が変わるということでございます。ヨ

ウ素というのがなくなり、セシウムの方に一元化されるような方向で話は伺っておりますけれども、今までは荒茶ではかっていた部分が、今度はちょっと変わるといふふうにお茶の方もお聞きしておりますので、来年度に関しても仮にさまざまな問題があったときに、市としても包括的に協力をしていただければなというふうにする次第でございます。

続いて、183ページ、青年就農給付金についてご質問をさせていただきたいと思っております。これは新規事業ということで、国の補助が100パーセントだといふふうにお聞きしておりますけれども、青年就農については、非常に八街市もこれからも大変重要な問題というふうにお聞きして位置付けて考えております。就農給付金について具体的な内容をお聞かせさせていただきたいと思っております。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回、計上させていただきましたのは、国が新年度から実施いたします新規就農総合支援事業ということで、これは45歳未満の新規就農者お一人につき、年間150万円、これを5年間給付するという事業でございます。新年度につきましては、2名を計上させていただいております。

○石井孝昭君

年間150万円を5年間ということでございますけれども、この募集内容、募集はどのような形で行うのか、ご質問させていただきたいと思っております。

○経済環境部長（中村治幸君）

この具体的には、まだ定めておりませんが、家族内の後継者と言われる方は、この事業には概ね該当しなくなります。それで、新規就農ということで、まるっきり、要するに家庭内の後継者でない方の新規就農という方がほとんどになるかと思っておりますので、この募集といひますか、該当につきましては、今後検討したいというふうにお聞きしております。

○石井孝昭君

ありがとうございました。農家の後継ぎでは違うということでありましたけれども、例えば1年やっただけでやめましたということでは、非常に困るわけですので、計画的な目標を立てていただいて、給付の方の後押しの方をしていただければというふうにする次第でございます。

続きまして、186ページ、環境保全型農業直接支援対策事業費についてご質問させていただきます。

これは、お聞きするところによりますと、給食のユメハウシとか、給食に出すような麦、そういったことの目的ではなくて、大地をよみがえらせるというような、そのような目的のかなというふうにお聞きしておりますけれども、この事業費の内容についてご質問させていただきます。

○経済環境部長（中村治幸君）

この事業につきましては、近年、農業分野におきましても、地球温暖化防止や生物多様性保全ということで、これを積極的に貢献していくということで、農業分野におきましても減

+

農薬、あるいは緑肥等の取り入れというようなことに取り組んだ農業者に対し、交付金を支給するというので、10アール当たり8千円、これにつきましては、国が2分の1の4千円、残り4千円を県と市が2分の1ずつ交付するという事業でございます。

○石井孝昭君

取り組まれる方は何名ぐらいの予定をしておるか。また、農業指導士とか、そういった方に限定をされるかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

平成23年度におきましては、この事業の申請者が8名、面積につきましては19ヘクタールというふうになっております。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございます。

続きまして、193ページに移らせていただきたいと思います。

商工費について、商工振興費の中のふるさと小包事業の内容についてでございます。これは印刷製本ということになっておりまして、この八街の落花生を郵便局とタイアップして、全国に提供していくんだという形というふうにお聞きをしておりますけれども、小包事業の内容についてご質問させていただきます。

○経済環境部長（中村治幸君）

これには、従来から郵便局の方でやっております、ふるさと小包事業とは別に、今回行いますのは、期間限定のふるさと小包ということで、これは郵便局の方から私どもの方に話が来まして、八街市の特産であります落花生、これをできないかということで問い合わせがございまして、業者会に方にお話をしまして、業者会の方もぜひ取り組みたいということでございましたので、これを関東近県の特定郵便局にチラシを置くわけですが、このチラシ10万枚分を市で支援したいということで、予算の方を計上させていただきました。

○石井孝昭君

とても素晴らしいことだなというふうに思います。PRするには絶好の場というふうに理解もしますし、市長英断の中のPR力を高めていくんだという中で、意気込みを感じる次第でございます。落花生業界の方々にお聞きをしますと非常にありがたいというふうに皆さんお話しされますので、この事業展開が日本全国に広がって、また、八街の落花生をPRして八街市がまた潤えばありがたいなというふうに思う次第でございます。ぜひとも、今後とも毎年、計上していただきながら、この事業結果を踏まえて来年度、再来年度も発展していただければというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に道路橋りょう総務費について、大池の問題についてご質問させていただきます。202ページでございます。

機会を得ていろいろ説明をいただいておりますけれども、この第三雨水幹線の工事内容、このボックスカルバートとシールドと推進、工区によって分けられたというふうにお聞きしています。この推進なり、シールド工法に、その地点で分離して工事をされるわけござい

ますけれども、工事内容についてご質問させていただきます。

○下水道課長（藏村隆雄君）

では、質問にお答えいたします。大池排水区から大池調整池に至るまでの区間の高低差及び地形、それぞれの工法の表比較、国道409号と市道106号線の交通量と埋設物の埋設状況から総合的に判断して決定したものでございます。

大池第三雨水幹線につきましては、国道409号と市道106号線のうち、文違15号線との交差点に至るまでの区間について、非開削工法を採用し、文違15号線との交差点から大池調整池に至るまでの間につきましては、開削工法を採用したものでございます。

非開削工法を採用する場合につきましては、費用比較をもとに一定の延長ごとに立坑を設置することができる場合は、推進工法を採用し、立坑を設置することが困難な場合につきましては、始点から終点までを一気に掘り抜くシールド工法を採用することとしております。したがって、非開削工法を採用した区間については、道路内の埋設物の情報と交通量から判断して、立坑を設置することが困難な国道409号の地下はシールド工法を採用し、それ以外の区間につきましては、推進工法を採用することとしたものでございます。

なお、シールド工法につきましては、大規模な発進立坑と発進基地が必要となりますので、立坑の築造場所の脇に相当規模の土地が必要となるため、文違ワンダーグーの第2駐車場前をシールド工法と推進工法の分岐点として計画したものでございます。

○石井孝昭君

ご説明ありがとうございました。平成16年に当時の予定ですと、周辺整備の件について国道409号、管理者である国でございましてけれども、一区交差点の改良もたしかあわせてあったというふうに記憶しておりますけれども、その辺、なかなかそこに信号とか、電柱があって、市役所の方に入りにくい状況がございまして。平成26年、27年の工事の際に、この予算を見ますと道路工事の方も計上されておりますけれども、その交差点改良、これは地権者との合意を得てということに、もちろんなるわけではございますけれども、その辺、難しいければ、今現在難しいという答弁でも構わないですけれども、今現在わかれば、地権者とのそのような話し合い、また、この事業における国との話し合いがどこまで進んでいるか、ご質問させていただきたいと思っております。

○建設部長（糸久博之君）

一区交差点につきましては、今現在、区画整理で行っている方につきましては、概ね平成25年度で完了する予定でございます。以前から区画整理側が完成した場合に、交差点の効果を発揮するためには、反対側の交差点も拡幅しなければならないということで、以前より要望してございます。それで、昨年度もこれは国道409号ですけれども、県が管理しておりますので、県の方にも要望してございます。

それで、以前から地域住民の方々のご意向を聞いた中では、総論では賛成という話は伺っております。

また、交差点の改良になりますと、市役所の前を通り、市道部分についても関係してきま

すので、その辺は県と協議して拡幅というか、そういう事業を推進するように協議してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

以上になります。ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、石井孝昭議員の質疑を終了します。

次に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

それでは、通告順に従って質問していきたいと思えます。

まず、議案第2号であります。特別職の職員等の給与の特例に関する条例の問題でございますが、今回、市長が100分の10、副市長が100分の7、そして教育長が100分の5ということで、減額をされるということでございます。私どもは、常々、市長の給与については、近隣市町村踏まえて、そしてまた市内では事業をやるごとにお金がない、お金がないというふうにしてきて、そして、そういった中で市長の給与が高過ぎるということを指摘してきましたし、まして去年は先んじて一般職の職員の給与も削減され、1年間さかのぼって削減されると、こういう状況もあったわけでありまして。

近隣市町村を含めてでありますけれども、税の収納率からいけば、さらに八街市はもっともっと下がってくるという状況のもとで、やはりそれに見合ったような市長の給与、あるいは副市長、三役の教育長の給与をもっと引き下げべきだというふうに追求してきたわけでありまして。

こういった中で、今回、100分の10ということになったわけでありましてけれども、こういった減額について、こういった経過で、そういった100分の10になってきたのか。三役はこういった状況になったのか。その経過について、まず伺いたいと思えます。

○総務部長（浅羽芳明君）

経過ということでございますけれども、これにつきましては、市長の意向ということで、まず、答弁をさせていただきたいと思えます。

その意向の決定にあたりましては、私どもの方から近隣の状況でありますとか、当然、予算編成の過程にも市長に加わっていただいておりますので、そういった状況、もろもろの要素を勘案して、市長が自ら判断をされたということでございます。

○右山正美君

私は、もろもろというふうに部長がおっしゃいましたけれども、私はもろもろのもろの中に、やはり市全体を考えた中で、私は本当に市長の給与が決めていくのかなというのと、先ほど言いましたとおり税の収納率とか、そういったものもかなり低いわけなんです。これは、なかなか市長は聞きづらい問題かもしれませんが、本当にそういった状況のもとで、果たして市長の給与が妥当であるかという点からすれば、私はもっともろもろ考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

今、近隣の市長のことも考えてやったというふうに言われましたけれども、近隣の市町村、どういった状況なのか、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

近隣の状況については、そういった要素もあるということで申し上げたところでございます。私どもの方で確認をしている近隣の状況をご報告申し上げますと、減額措置でございませぬが、佐倉市さん、成田市さんは特にございませぬ。それから、四街道市さんにつきましては、平成23年7月から24年3月までということで、20パーセントということで確認をしております。それから、富里市さんにつきましては、10パーセント、副市長が5パーセント。それから、印西市さんにつきましては3パーセント。それから東金市さんにつきましては減額措置がないというような状況でございませぬ。それから、白井市が市長10パーセント、副市長5パーセントというような状況を確認しております。

○右山正美君

ほかの自治体も、それなりに見合ったような、そういった形で努力をしておりますし、特に私は先ほど言いましたけれども、八街市はやはり収納率の低下、市民の生活の暮らしが大変深刻になってきている状況のもとで、やはり私は市長も、もつともつと身を削っていく。こういったことが必要ではないかというふうに思います。ぜひ、それは総務常任委員会の中で論議されますけれども、やはりこういった問題は、真剣に捉えて市長の給与についても謙虚な形で市民にアピールしていく必要があるのかなというふうに思いますし、職員も公務員の給与削減のもとで、後ほど出てきますけれども、やはり大変な状況のもとで、昇給ストップで全く昇給も付かない、いろんな問題が出てきているわけですから、やはりこういった問題を考えれば、「よし、おれも給与をもつともつと減らすから、おまえたちも頑張ってくれよ」と、こういうことになっていけば、職員の人も、もつともつと納得して頑張れると思うんですけども、その辺をぜひ検討に入れていただきたいと、このように申し上げておきます。

次に、一般職の職員の給与に関する条例、議案第3号でございませぬ。

第2条で職員の給与等に関する一部改正の経過について、この経過がどういう経過なのか、まず最初に伺いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回提案させていただきました改正内容の大きな1点が、経過措置の廃止というようなこととなります。この経過措置といいますのは、平成18年度に給与構造改革というのをやっておりまして、その内容の1つが年功的な給与上昇の抑制、それから、それに伴って給料表水準の引き下げ、これは平均で4.8パーセントというような引き下げでございました。それとあわせて給与カーブをフラット化するというようなことで、平成18年度から給与構造改革がされたわけでございます。そのときに、平均で4.8パーセントですが、例えば管理職クラスでいきますと7パーセント程度の減額にもなっております。そういった状況を考えますと、給与が急激に削減されるという状況、これは好ましくないということで、当時、要

するに減額された給料表と、そのときにもらっていた給料、この差額は支給しますよということで、減額補償の制度、これが今まで続いているわけでございます。そういった状況が、もう既に6年間続いているわけでございますけれども、昨年の人事院勧告、それから県の人事委員会の勧告の中で、こういった制度につきましては、勧告の中で触れられているのは、高齢層の給与構造、これがやはり民間と比べて公務の方が高くなっている状況、これがまだ引き続いて、そういう状況が続いているというようなこともありましたので、その経過措置についても廃止をしていくんだというような勧告がございました。そういった勧告に基づきまして、本市の方でも、やはり高齢層の官民格差、給与の官民格差、この是正。それから経過措置といいながらも6年も続いているというようなこと、状況もありましたので、今回その現給保障の廃止。これは廃止といいましても、1年目は2分の1、それから2年目で全廃というような形ということで、一応、激減緩和という形はとらせていただいております。

○右山正美君

本当に真綿で首を絞めるごとく、本当に徐々にこういった問題までも、やはり自治体の労働者の人たちがいじめられていく。人事院勧告といいます、それは国家公務員は高い給与かもしれませんが、地方に行けば行くほど、まして八街はラスパイレスなんかを見たら、そんな給与自体が高くないわけですから。こういったことまで考えてみると、本当に大変な状況に陥ってくるわけでありませう。

こういった中で、職員に与える影響はどのくらい出てくるのか。また、その額についてはどのくらい影響額が出てくるのか。それについては、どうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

影響額ということでございますけれども、まず、平成18年度に始まったときには、この対象者は400名以上おりました。413名ございました。平成24年度ということで見てみますと、33名が影響を受けるということになります。総額で申し上げますと、給料、それから期末勤勉手当等へのはね返りを含めて、合計で約240万円程度ということになります。

○右山正美君

わずか240万円程度なんですけれども、やはり引き下げられた人たちは、これはまた大変なことになっていくわけですから、こういうところまで、じわじわといじめやってくる。とても許せる問題では、私はないんじゃないかなというふうに思います。

次に伺います。これは、やはり管理職手当の延長だということですね。行財政改革推進本部において、そういった延長を決めたというふうに認識しているのかなというふうに思うんですけれども、行財政改革推進本部、これは全般についていろんな問題に取り組んでいくところかもしれませんが、その行財政改革推進本部という中身についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

行財政改革推進本部でございますけれども、本部長は市長でございます。そのほか、構成

メンバーとしまして、副市長、教育長、それから各部長、会計管理者、水道課長、議会事務局長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、教育次長ということで、全庁体制でのメンバー構成ということになっております。

ここでは、何をするかということでございますけれども、ご承知のとおり本市では、行財政改革推進プラン、これを立てております。こういったこと、当然、素案に基づいて、この辺の決定をしていく。また、進行、管理をしていくということでございまして、過去の例で申し上げますと、集中改革プランの策定であるとか、行財政改革プランの策定であるとか、そういったこと。それから、今話題になっております管理職手当の削減等の給与の削減、あるいは定数管理の問題、この辺について審議をする組織でございます。

○右山正美君

三役が入って、部長が入って、このとおり削減しましょうよといえ、嫌だという人は嫌だと言えないんじゃないかね、これね、はっきり言って。だから、やはり先ほど言いましたけれども、市長の給与ももったこうやって財政難の中で、市長の給与、「おれの給与も引き下げるから、君たちの管理職手当も悪いけれども、もう1年間ぐらい我慢してくれよ」というんだったら、これはまた話もわかるんですけども、ただ単に右に倣えで、また1年間延長してやるかと、こういうところでは、私はちょっとどうなのかなというふうに思いますけれども、そういった中で行財政改革推進本部の中で、そうやって決められたということでありまして。

この管理職の人数と、その削減額については、一体どのくらいあるのか。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

影響でございますけれども、全会計を通じて管理職手当を支給している職員が52名ございまして、52名が影響を受けるということでございます。全体での年間の影響額でございますが、管理職手当、それから地域手当にもはね返っておりますので、合計で773万円ほどということになっております。

○右山正美君

管理職の人もいろいろ重大な問題を抱えながら、また、3月は昨年暮れからも予算編成でずっと編成しながら頑張ってきたということで、さらに自分の給与もずっと引き続いて20パーセント削減だということであれば、これはまた大変な状況であります。そういった意味で、本当にこれは妥当なのかどうかという問題は別にしても、近隣市の状況というのは、やはり八街市と同じような状況で管理職の手当、削減がされてきているのか。その辺についてはわかる範囲でどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

大変申し訳ありませんが、確認はしておりません。

○右山正美君

その問題については、後ほどお伺いしたいと思いますし、常任委員会でも、その辺につ

+

いてはお話をしていただきたいというふうに思います。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ですが、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○右山正美君

次に、議案第5号についてであります。議案第5号については、東日本大震災の関連の予算関係も入っております。この税条例は復興支援、こういった問題の中で復興財源は庶民の負担でということ、10年間これを進めていくということですね。先ほど金額が1千700万円程度ということになりましたけれども、これは1億7千万円、10年間でね。市民から収奪をしていくと。確かに復興財源はもちろん必要ですけれども、やはりこれは国が主体となって、企業も含めて、そういった責任を持つべきであろうと言わざるを得ませんし、安易に今の民主党政権は庶民に増税を押し付けたわけでありまして。

そういった中で所得税が2.1パーセント付くわけですよ。全国で年間の予算としては、7千3兆円もの国民からの負担増と。今、ここに出ている住民税の均等割、こういったものが0.6兆円と。退職に関わる住民税の増税が0.2兆円。法人税に20パーセントの課税がかかるわけですがけれども、3年後は減税分を引いていきますと、減税分だけが残るということで、実質法人税増税は減税で帳消しにされてしまうということになってくるわけでありまして。

そこで、個人住民の税条例の改正の中で、この個人住民税均等割の税率を10年間も引き上げるんですけれども、これの理由について、どのような理由で引き上げていくのか。その辺についてお伺いをしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

これにつきましては、国の方によるものでございますけれども、基本的な考え方としては、防災のための施策に要する費用の財源確保ということでございまして、基本的に平成26年度からということでございますので、例えば来年度、初年度、新年度の中で、この財源を活用することにはなりません、平成26年度以降につきましては、現在も行っていきますように、防災備蓄倉庫の整備であるとか、備蓄品の充実だとか、そういったものに充てていきたいというように考えているところでございます。

○右山正美君

市としては、市民税が税率にして1千700万円が入ってくると。それを有効的に使うということは、これは東日本大震災の中での教訓にちなんで、防災の方面で予算を使っていく

ということになるわけですが、それと同時に計画的に順次、防災面では備蓄倉庫も含めて、いろいろ検討をやっているわけですが、これはせつかくそういう形で税率が500円上がるわけですから、やはりそれは有効的に使っていて、スピードを速めていかななくてはならないと思いますけれども、その備蓄倉庫だの防災関係に使われるんですけども、やはりスピードを速めなければならないと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。純然たる今までの計画的なものに加えて、やはりスピードを速めて、上げていく必要があると思いますが、その辺についてはどうですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは、今もお答えしたように、この改正そのものは平成26年度からの10年間ということで、その際には当然でございますけれども、防災関連に充当させていただきたいというように考えているところでございまして、それとは別に防災の観点から防災予算が減っているじゃないかというようなご指摘もございまして、その辺については充実をさせるように今後も検討させていただきたいと思います。

○右山正美君

住民にとっては、本当に頭の痛い話で、増税、増税、あるいは年金なんかは削減されるというようなことでは、本当に大変なあれかもしれませんけれども、税条例ですから、その辺についてはしっかりと使い道、用途を明確にしてやはり使っていく必要があるかなというふうに思います。

次に、2番目に退職者等に係る10パーセント税額補助の特例の廃止について、内容について伺いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

この退職所得に係る10パーセント税額控除の特例の廃止ということですが、この特例自体というのは、昭和42年に退職金に係る住民税、これを現年課税とする制度改正を行っております。その際に当然、住民税というのは前年度の所得に係るものでございますけれども、退職金については現年課税とする制度改正を行っているという背景がございまして、当時の金利を参考に、その税相当額の運用益、これを考慮して10パーセント控除の特例が定められたというように認識しております。したがって、現代の金利の情勢もございまして、それで廃止をするというようなことでございます。

○右山正美君

10パーセント税額控除の特例を廃止すると、聞こえはいいんですよ。これは、下手したら減税になるのかなというふうに、ややも認識するような感じなんですけれども、要するに増税がされるということですね。それに係る影響とか、そういったものはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これにつきましては、先ほどもご答弁したように試算をしております。増収という言い方が適当かどうかはわかりませんが、約300万円程度の増になるということになります。

○右山正美君

300万円、本当にそういった形で、この点でも出てくるということですね。

次に、3番目に市のたばこ税の税率の引き上げについて、これは8千600万円程度、この税率の引き上げによって収益が上がるということですが、たばこが上がるということではなくて、税率が上がるということでありませぬ。その税率の中身について、説明をしてください。

○総務部長（浅羽芳明君）

この市たばこ税の税率引き上げでございますけれども、法人税の税率が平成24年4月から引き下げられるということがございまして、当然その法人市民税が減収になるということで、補てん措置ということで、県のたばこ税を市町村に移譲するということがございまして、たばこ税の税率、税額そのものが変わるものではなくて、県の分が市町村に移譲されるというようなことでございます。

○右山正美君

私が先ほど言ったとおり、法人税が10パーセントの賦課税になるんです。しかし、今言ったその部分を県の部分で補てんして、4年目からは法人税というのは、これは増税が3年間ですから、減税が4年目から入ってくるわけですから、減税だけ残っていくということで、要はつじつまを合わせていくのかなと、そんな感じにしか受け取れませんけれども、これもまた税率が変わって、市に8千700万円程度入ってくるということですから、それもやはり有効な使い方、こういったものもしていただきたいと、そういう具合に思います。

それから、4番目ですけれども、雑損控除額等の特例に関する規定について、雑損控除は東日本大震災の関係で、いろいろあるわけですが、特にこの中で考えられることはどういふことがあるのか、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

雑損控除の特例に関する規定、今回の改正の内容でございますけれども、雑損控除等の適応対象となる災害に関連する支出、これにつきまして、大規模な災害の場合には、災害のやんだ日から1年を超えて3年以内に支出する費用というのを追加するということがございます。今までは、1年以内ということでございましたけれども、1年を超えて3年以内に支出する費用、これを追加するということが、被災された方に税制上の配慮をするということでございます。災害に関連する支出というのを具体的に申し上げますと、災害等に関連して住宅や家財等の取り壊しをしたり、あるいは除去をしたりするための経費というようなことでございます。

○右山正美君

それで、八街市では、雑損控除に該当するような、そういった趣旨のものはあるのかどうか。該当者はあるのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

雑損控除につきましては、問い合わせ自体はあるんですけれども、この実際の受付窓口は

税務署になりますので、現在、私の方では件数、金額は把握してございません。

○右山正美君

今、確定申告をやっていますから、その辺の明示というのは、ちゃんとしっかりしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思いますし、通常でも雑損控除、火災とか、そういった災害に遭った場合には、そういった、泥棒もそうですけれども、空き巣に入られた場合には、そういった雑損控除で税の控除が認められているわけですから、そういった東日本大震災の関連では、確定申告にそういった申告をする必要があるわけですから、そういったもろもろも含めて、やはり明確にこれはやっていかなきゃいけないと。今の確定申告は、今は条例が出ているから、これは来年度の問題になるわけですが、これはやはり住民、市民がよくわかるような範囲で広報等でも表示をしていく必要はあるのかなというふうに思いますので、その辺については、しっかりとやっていただきたいと思います。

最後に、議案第25号、一般会計予算について大まかでありませけれども、予算編成について何うものであります。今後の予算について、市の予算編成のあり方というのは、まさしくここに書かれてあるとおり、編成方針としては全く何年も変わりがないですね。限られた財源を重点的に効率的に配分する施策精選型の財政運営としということで、ただし書きがありますけれども、全く変わりがない。私は、この予算編成にあたって、やはり今の経済情勢、そういったものからすれば、もっともっと市民の福祉や暮らしを守る、そういった予算、あるいは大地震によっていろいろな諸問題が浮かび上がって、各議員の人からも、いろんな問題が出されました。そういった問題をやはり拾い上げて、そして予算に私は反映していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。ところが、この市の出されている予算編成については、全く今までどおりと変わりがない。そういったことで、どういうふうに、そういった予算が編成されてきたのか。その辺について、まず最初に伺いたいと思います。

○財政課長（吉田一郎君）

予算編成方針にあたりまして、それほど変わっていないというご指摘でございますけれども、やはりこれにつきましては、市の財政状況等が絡んできますので、そういうところでの表現になっております。

○右山正美君

昨年からの予算折衝とか、いろんな形で予算編成をやったと思いますし、各課交渉も含めて予算を削減、削減というふうに、何パーセント、何十パーセント削減だ、どうのこうのとそういったやりとりが、あちこちからあったと思います。でも、その中でも、やはりさっき言いましたとおり、今の経済状況とか、あるいはまた地震でいろんな面でやはり進めていかなきゃならない部分というのは、如実に出てきているんですよ。議会の中でも、みんなの発言の中にも、あるいはもっとこういうところをこうしなきゃいけないという、そういった言葉が出てきているわけですから、そういう意見がやはり反映されなきゃならないというふうに私は思うんですよ。ですから、その辺のところを本当に、これから細かな問題について

は論議されるわけですが、本当にそのようにももっとも進んで、ここは直さなきゃいけないんだとか、予算を付けなきゃいけないんだとか、そういう問題がどんどん出てくると思うんですよ。ですから、そういったことで、本当に全く何ら何年も変わらない予算編成の基本的な考え方だと、私はそういうふうに思っています、全くね。

くどくど言ってもしょうがないんですけども、2番目の行財政改革について伺います。行財政改革の確実な取り組みという中も、やはり全くあまり変わらない。費用対効果の分析や施行方法について、見直しを実施、これはずっと言ってきたんですよ。ところが、何を見直ししてきたのかというふうになりますよね。何を見直ししてきたのか。私は事業自体、そういった見直しが本当にされているのかどうか、私は疑問に思いますけれども、こういった問題で全事業、そういったものについて、予算編成にあたって、そういう見直しがされたのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

行財政改革については、引き続き推進をしていかなければいけないということで、継続して、この辺については重点的に行っているつもりでございます。先般の集中改革プランの中でも行財政改革ということで、事務事業の見直し、事務事業の総点検、これを実施してきたところでございます。

それから、確かにご指摘のとおり、平成24年度当初予算の編成、これにあたりましては、かなり厳しい財政状況の中で、当然、事務事業の見直しをしましてまいりました。しかしながら、時間的な制約等もありまして、なかなか踏み込んだ事務事業の見直しまで至らなかったことは事実であるということの反省はしております。それを踏まえて、先般も申し上げましたとおり、これは市長からのご指示もございまして、平成24年、今年の4月から企画課の中に行財政改革推進室という形で、現在の行革班をいわゆる格上げをして、明確に位置付けて、さらに行革を進めていくんだというような方向付けをしているところでございます。

○右山正美君

今回の予算の中では、住宅リフォーム助成制度、あるいは太陽光の発展的な考え方で、そういう自然エネルギーを活かした、そういう予算も含まれています。これは、私は住宅リフォームにしろ、太陽光促進にしろ、これは十分私は予算によく盛り込んでくれたなというふうに思いますし、これは市民の方々も八街の活性化がこれで進むのかなというふうに、やはり安堵されている部分もあるんですよ。歓迎されている部分もあるんですよ。しかし、これは国の問題になりますけれども、この消費税が10パーセントになった場合に、果たして住宅リフォーム助成制度、これをやるかという、これまた経済に影を落とすというふうになりかねないんですよ、考えますと。100万円やれば、10パーセントでしたら10万円でしょう。10万円を税金で持っていかれるというんだったら、やはりやろうかといった人たちが、これは二の足を踏んでしまうということは、間違いのないことなんですよ。

市の予算に戻りますけれども、そういった国の影響もやはり受けやすい状況ができてきているわけですから、行財政改革については、やはり事業だけではなくて、これは市長には申

し訳ないですけども、給与とか、あるいは交際費とか、いろんなさまざまな節減できるところは、そういった形でやはり節減をしていく必要があるのかなというふうに、私は思います。そういったものも含めて、市民に負担を負わせるんじゃないじゃなくて、そういったところの中身も行財政改革をやっていった方が、私はいんじゃないかなと思いますけれども、市は直接実施するよりも、効率的、効果的なサービスが提供できる民間活力、これも積極的に活用するというふううたってあるわけですけども、これは具体的にいうと何か民間活力をやるような、そういった平成24年度ではあるのですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

具体的なということでございますと、ご承知のとおり平成24年4月から指定管理者制度を活用した福祉関係の事業、これは開始をされる予定ということになっています。そのほかにつきましては、ほかにいろいろ、例えば指定管理者制度の活用というのが大きなことになってくると思いますけれども、今のところ具体的に、どの施設でそういった事業を取り入れるかということについてまでの検討はされておられません。

○右山正美君

3つ目に、私はこれは非常に財源確保も含めて、国や県の制度の活用、補助金の活用、いろんな国の制度の基金の活用とか、そういったものは十分に積極的に取り入れていく必要があると思います。前に丸山議員も言いましたけれども、やはりそういった補助金、助成金、そういった活用は、これは積極的に活用しながら、私も提案しましたけれども、そういったものも含めて活用していく。なかなか予算獲得は八街市は下手ですよという、そういった議論も去年もあったわけですから、やはり予算を県に行っても、国に行っても、予算をやはり活用と取っていくというような、そういった気構えとか、そういったものは十分持っていかないとだめですよ、それは。その辺についてはどうでしょうか、一言。

○財政課長（吉田一郎君）

予算編成にあたりまして、国や県の編成の動向や制度改正の状況等に留意しまして、対応に漏れ等がないよう、的確に対応したところでありますし、平成24年度新規事業におきまして、私立保育園施設整備費補助金に対する安心こども基金事業補助金等もございます。そういうところでも、国・県の制度を使っておりますし、また、既存適用におきましても新規対応等の事例はございます。

○右山正美君

これは、やはりせっかく予算を使ってやりなさいよとか、地震対策でも何でもあるわけですから、大いにそれは活用し、お金がない、財源がないと言っているわけですから、やはりそれを活用してやはり使っていくということは、大変重要ですし、財源確保の問題では遊休地を使う、あるいは入札関係の問題も考えていく。その辺を十分にやっていただきたいというふうに申し上げて、時間ですので終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、右山正美議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第25号、八街市一般会計予算について伺います。

まず、168ページ、4款衛生費、1項5目リサイクル推進費中、資源回収実施団体奨励金について伺います。

この奨励金、平成23年度は422万円だったんですけれども、平成24年度は100万円以上減額しています。これは、平成21年から比べると毎年毎年減少してきています。それを狭めている、奨励を少なくしているという状況なんですけれども、リサイクルは今後ますます、していかなければならない分野だと思うんですけれども、なぜ減額なのか伺います。

○経済環境部長（中村治幸君）

このリサイクルの予算につきましては、確かに平成23年度の当初予算が422万5千円ということで、当初845トンを見込んでおりました。それが実際に、これは見込みですが、平成23年度では720トンぐらいであろうということで、これは額については、キロ当たりの単価については同じなんですけど、集める量が毎年変わってきております。これは、若干、今減っている状況でございます。

○京増藤江君

これは、リサイクルすべきものが減っているのであればいいんですけれども、本来ならばリサイクルしていかなきゃいけないものが、きちんとされていないんじゃないかと、こういう部分はどうか考えておられますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

平成22年度で申し上げますと、回収いたしましたリサイクル用品、これにつきましては新聞紙、雑誌、段ボール、それから牛乳パック、スチール缶・アルミ缶・ビン類ということで、平成22年度につきましては、717トンの回収がございました。それで、一番多いものが新聞紙で、全体の約56パーセントを占めるということでございます。

○京増藤江君

これは、団体の奨励金が減っているのは、回収の量が減ったからということで、今のお答えはあったのかどうか、私そこところがよく聞き取れなかったんですが、いかがですか。

○議長（鯨井眞佐子君）

京増議員に申し上げます。質問は2回ですので、今の質問は答弁はありません。

○京増藤江君

それは、委員会にお任せをして、次に同じページの家庭用小型合併処理浄化槽についてなんですけれども、これは平成22年度、23年度の要望はどのくらいあったのか、まず伺います。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、要望といたしますか、これは平成23年度につきましては54基ということで、54基がなくなり次第終了ということで、要望が幾つあるということではござい

ません。

○京増藤江君

これは、最初に予算は平成23年度71基分の予算だったと思うんですけども、54基で締め切ったというのは、これはどういうことですか。予算は71基分あったと思うんですけども。

○経済環境部長（中村治幸君）

これは、県の方の補助金の関係もあります。内示がありまして、これは補正で減額させていただいた、それで54基分ということにさせていただいたものだと思います。

○京増藤江君

これは、市民の方の要望は、この54基では済まないですよ。やはり家を作っていくというときには、建てるときにきちんと、こういうものが設置されなければならない。そういう意味では補助金がなくなったとか、そういうことはあるにしても、八街市はこれについてどうするのか。きちんと方針を出して、ただ県が補助金をなくしたからとか、そういうことではなくて、予算を削ることばかりではなくて、市民の暮らしの衛生的な面をどうするのかということをお私はずいぶん重視して考えていただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、169ページ、公害対策費委託料についてなんですけど、この公害対策費は前年度比で約1億4千万円増えているんですけど、そのうちのほとんど、1億3千500万円あまりが上砂地区の廃棄物撤去業務の費用となっています。これは、県の負の遺産対策事業も助成を使っていくということなんですけど、結局は税金を使っての事業となるわけなんです。私がお聞きしたいのは、この1億3千500万円も使って撤去しなければならないような、こういう産業廃棄物をなぜここまでためてしまったのか。このことについての通報はあったのか。あった場合には、どう対応したのか、まず、お聞きします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これは、通報があったのかということですが、これは不法投棄でございまして、当然通報がございました。この産業廃棄物の不法投棄につきましては、県の業務でございまして、県でも再三指導しております。その結果、この堆積量、約2千380トンで止まったと。実際からいけば、もっと早くなぜ止められなかったのかというような問題がございしますが、当時の状況を確認しますと、県の方でもそれなりの対応をされておったというふうに聞いております。

○京増藤江君

この問題については、住民の皆さんも本当に地下水がどうなるのかとか、そういう心配を本当にたくさんの方がされていたんですよ。県の方も対応していたというけれども、本当に遅いんじゃないですか。この1億3千万円も使わなきゃならない。本当に大変な問題だと思うんですよ。

それで、この一般財源分として6千700万円あまりが手数料として市に入る予定となっているんですけども、市の持ち出しは最終的にはどうなるのか伺います。

○経済環境部長（中村治幸君）

この撤去につきましては、今、議員さんがおっしゃられましたように、近隣の住民の方が地下水の心配ということで、10数年来いろいろ市の方にも要望いただいております。これにつきましては、私どもの方と県といろいろ協議しまして、先ほど申しましたが産廃の不法投棄の業務につきましては、県の業務であるということから、本来であれば県が撤去という形をとっていただくはずなんです。これにつきましても、一応、26品目の検査をした結果、有害物質は検出されないという段階で、強制撤去というところまでは至らなかった。これは、やはり市としてもどうにか、これを処理したいということで、県の方とも協議した結果、県の環境財団というところに、こういう負の遺産の処理事業があるということで、事業費の2分の1を財団が負担する。それで、事業主体が残り2分の1を負担するというので、これは市の方では、これは市の業務ではないし、市の税金は使いませんよということで、いろいろ検討した結果、この処理をクリーンセンターの方で焼却で受けるという、この処理費で2分の1を賄うということで考えたものです。この1億3千500万円といいますが、これは実際にこれから掘って中を分別するわけですが、この量によって金額は変わってくると思います。この1億3千500万円というのは、最大で私どもは見ております。1億円以内で上がるのかなという見込みも持っております。1億円以内で上がった場合には、私どもの方は、これは2分の1で処理料がツーペイだということだと、これは今一番問題になっております焼却灰の処理費が市でもお金がかかります。その辺を考えると、できれば処理費で6千万円程度受け入れまして、1億円の2分の1の5千万円を支払うというような形で焼却灰の処理費まで、この手数料で上げたいというふうには考えております。

○京増藤江君

根本問題は、今の説明では、10数年来放置していたと。ここに根本問題があるわけですね。今後こういうことは許さない。そして、市の持ち出しをここではさせないということを私はぜひ要望しておきたいと思っております。

それと、これは10数年来ですから、今年の福島原発の後に雨水がたまっているようなところは、放射能のたまり場でもあるということも考えられますので、私はこれは放射能の測定も、ぜひ、私はやっていただきたいなということを要望しておきたいと思っております。

続きまして、169ページなんですけれども、8節報償費、産業廃棄物の不法投棄監視員のこれは減額なんです。区長さん、またその経験者の方々がやってくださっているということで減らしているんですけれども、これは私はこういう問題こそ、やはりきちっと予算をとって充実させていかなければいけないと思うんですよ。これは、次の産業廃棄物不法投棄監視業務とも関連しますが、これも減額なんですけれども、こういう監視をする対策というのは、今後ますます必要と思うんです。なぜならば、今本当にクリーンセンターで燃やした灰をどうするかと。先ほども部長もおっしゃいましたけれども、灰をどうするかということ、これは近隣の自治体で大問題ですから。ですから、例えば庭木の枝葉がその辺に捨てられても、もしかしたらということも考えられるわけですね。今までみたいに植木だから大丈夫と

というようなことは決してないわけです。ですから、これは減らすどころか、私はお金を払って、きちんと本当に定期的に、この10数年来も放置していたというようなこともありますし、速やかに不法投棄されているものは見付けなくちゃいけないと。そういう積極的な方向が必要だと思うんですね。ですから、この報償費、そして委託料、産業廃棄物の不法投棄監視業務、この両項目とも、ぜひ、私は充実が必要だと思うんですけども、その点についての市の今後の対応はどうでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたが、近年の状況ですと違反行為が少ないということから、今回こういう形にいたしました、その時々状況によって、この巡視回数を増やすということは考えていきたいというふうに思います。

○京増藤江君

部長、これは例えば、この平成23年度が少なかったからよかったという問題じゃないんですよ。今、ここのところにきて焼却灰をどうするかということが、大問題なわけでしょう。事が起きてからでは、対応が間に合わないんですよ。だって、市民の皆さんが一番心配していることじゃないですか。放射能がどうなるのか、農作物がどうなるのかと。まして、それを知らずに、例えば焼却炉で燃やした場合、本当に受け取り手がないどころか、八街市だって、どこに置くかというのは大問題になるでしょう。だから、今後こういう不法投棄についてどうするのか、監視業務どうするのかというところで、私はやはり何か起こってから、数が増えてからではなくて、もうこれはそういうことがあり得るという方向を持ってやっていく。こういう本当に市民の命、健康を守っていく根本問題だと私は思いますので、ぜひ、これは嚴重に甘く考えないでやっていただきたいと思います。

次に、174ページの環境調査測定業務について、これは増額しているんですが、これはどういう理由でしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

環境調査測定業務につきましては、クリーンセンターのダイオキシン類については、従前から実施しておりました。それで、今回、福島原発の事故を受けまして、やはり放射性物質の検査を月1回以上行うということで、この検査が1炉15万7千500円ということで、2炉分の年間12回ということで、今回計上させていただきました。

○京増藤江君

ここにも、原発の影響が出てまいりましたけれども、こんなふうに、やはり検査しなくちゃいけないわけですよ。ですから、あらゆる面で、この放射能についてはどうなのか、捨てられているごみについてはどうなのかということは、これはもう念には念を入れてやらなきゃならない、そういう問題が、この測定業務にもあらわれていると思います。

それで、こういう問題については、これは八街市の責任ではないわけですから、東電とか国に補償を求めていかなければならない問題だと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この検査の義務付けにつきましては、国の方から、こういう形で来ておりますので、私の方としても、これは当然、国の方に請求すべき調査事項ではないかというふうに考えておりますので、これは市長会等で市長の方から、その辺の要望をしていただきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

ぜひ、これは請求をしっかりと求めていただきたいと思います。

次に、175ページなんですけど、ごみ収集処理事業費の委託料の中で、再処理化業務、これには焼却飛灰等の処理業務、それから焼却灰収集運搬処理業務があるんですけど、これは前年度よりも倍ぐらいになっているわけなんですけど、この焼却飛灰などの今後の処理については、八街市は具体的にはどういうふうにするのか伺います。

○経済環境部長（中村治幸君）

昨年のもとの事故以来、クリーンセンターでは、従来行っておりました溶融を止めております。これは、溶融飛灰がより放射能の濃度が高くなるという結果がでましたので、溶融を止めました。それで、その結果、焼却主灰が当初見込んでおりました平成23年度の当初では300トンを見込んでおったわけですが、溶融をしなかった関係で、2千トン近くになるということで、これに係る処理費が非常に多くなっております。

今後につきましては、新年度に入りまして、溶融をテストしてみたいと思っています。現在、焼却飛灰が1千から2千ベクレル程度の値でございますので、溶融をしたときの溶融飛灰がどのくらい出るのかを、まずテストをしてみたいと思います。その結果によっては、新年度につきましては、溶融を通常に開始して、焼却灰の量を減らすということに取り組んでいきたいと思っています。

なお、現在4月以降につきましては、新しい県外の処理会社に処理をしていただけるよう現在協議をしております。その結果につきましては、相手方の事情もありまして、会社名等は公表しないでほしいというようなお話もございますので、これにつきましては、現在協議をしている中で、4月以降処理ができるように進めたいと思います。

なお、費用につきましては、従来処理していた費用よりも、かなり金額は高くなっております。ですから、できれば早く溶融をして、量を少なくして処理をしていくということを進めていきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

本当にこの放射能の問題が、市民の生活に大きな影響を与えているというのが、今の部長のお答えの中でも本当に赤裸々だったなと思います。まだ、終息はしていないわけですから、今後どうなるかわからないというところで、今、会社名も伏せておいてくれとかということで交渉しておられるようですけども、最終的にはちゃんとしてもらえるかどうかというのは、これはわからないわけですので、やはり不法投棄の問題も含めて焼却炉で燃やさなければならぬようなものを増やさないようにしていく。こういうことが私は肝心ではないかな

と思いますので、そういうことも今後ぜひ考えていただきたいなと思います。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩いたします。

（休憩 午後 1時55分）

（再開 午後 2時05分）

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○京増藤江君

それでは、182ページの5款農林水産事業費の中の園芸用プラスチック適正処理事業補助金についてなんですが、東金にある千葉園芸プラスチック加工というところでは、作業中に出た土から1キロ当たり最大5万8千ベクレルの放射性物質が検出されたということで、県と会社が2月14日に周辺住民の方々に説明会を開いたということで、ビニールの受け入れ時には、土の除去を徹底すべきという要望が出ているそうなんですけれども、八街の農家の方々に聞きますと、土は除去して出しているというふうに聞いておりますし、私も見たところでは、そのように思うんですが、1月に八街市は出したと思うんですが、今後も問題なく、このプラスチック類を処理できる見通しがあるのかと。また、今年度予算は前年度より予算が減っているんですが、農家では今までよりも処理費が高くなったという声がありますが、実態はどうか。この2つについてお聞きします。

○経済環境部長（中村治幸君）

この園芸用廃プラスチックの処理工場におきまして、今、議員さんがおっしゃられましたように、洗浄した水並びに砂から高い濃度の放射性物質が検出されたということで、現在、2月20日より工場の方では、廃プラスチックの受け入れを停止している状況でございます。これは、八街市でも2月に後期の搬出作業をしているちょうど最中ではございました。あと、2日分の搬入するものが提出されて、農家の方で保管をいただいている状況が現在は続いております。

なお、この土につきましては、これは八街だけではなくて、搬入にあたっては、廃プラスチックに付いております土をできるだけ落として束ねて出すということでございますが、やはりそれでも、若干、砂が付いておりますので、工場ではそれを洗浄して処理をいたします。その洗浄したのから高濃度の放射性物質が検出されたということで、これは当然、5万7千ベクレル、あるいは5万8千ベクレルというのは、私の方も非常に高いなとは感じておりますが、やはりそういうふうに洗浄することによって、1カ所に集まるということは、容易に予想はできたというふうには思っております。

今回これが何が一番問題だったかということ、この砂を検査前に植木業の方たちに砂をお配りしたということが、これは問題であって、これをやはり検査して放射性物質の出たものについては保管をするなり、そのような措置をとれば、問題的には大きくはならなかったのか

なというふうには感じております。

現在、会社の方でも、今後の対応について協議をしていただいておりますが、まだ、私どもの方には、その結果というものは来ておりませんので、今後どのようになるのかということについては、まだ、お答えできる状況ではございません。

この費用につきましては、単価的には従前、市が現在運搬費と合わせてキロ14円ということで、この単価については、変わっておりませんので、処理量の変化によって金額が変わるということでございます。

○京増藤江君

このプラスチック加工についても放射能の影響が出てきていると。今後、結果が出るまでは農家が保管しなくちゃならないと。本当に大きな被害を受けているという大問題があります。農家の方々は高く感じているというのは、処理のキロ数が増えたのかどうか、わからないけれども、確かに八街で決めているのはキロ14円ですから、私はこれが変わっていないのにおかしいなと思って、一応お聞きしたんですが、わかりました。ぜひ、放射能については、今後、国、東電にこんな被害がここにもあるんだということは、私はやはり言っていくべきだと思いますので、原発は動かすべきではないと、私はぜひ国の方に言っていただきたいのですが、どうでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

私の立場でお答えできるのは、最後のご質問に対しては、何とも申し上げられないですが、この廃プラスチックの処理については、東電の方に当然、請求の項目であろうという形で申し上げてまいる予定でございます。

○京増藤江君

部長の考えは言えないのかもしれませんが、これだけさまざまな項目で放射能の影響を市民が受けるわけですね。これは、ですから各課で原発は本当に市民の暮らしを守ることができるのかということでは、私は庁舎全体で、よく考えていただきたいと思います。

次に、183ページの青年就農給付金についてなんですが、募集については今後検討するという事なんですが、本当に後継者を作っていくという点では、私はこれは大変大事な方策だと思うんですが、農家の後継ぎでない方々に、この農業をやってもらうところで本当に難しさがあるかなとも思うんですが、募集はこれからとしても、具体的にはどのように援助しようとしているのか、何か方策があると思うんですが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この新規就農者につきましては、私どもは、これは新年度になりましたら、当然、技術的に現在農業生産法人等で研修を受けていらっしゃる方もいらっしゃいます。その中で新規就農をしたいというお話も伺っております。ですから、私の方は情報として、そのような方々に積極的に情報を流して、八街の方で新規就農をしていただきたいというような活動はしていきたいというふうに思っております。

○京増藤江君

後継者を増やすために、5年間の給付がありますから、ぜひとも頑張ってやっていただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、186ページの北総中央用土地改良事業推進費なんですけれども、この事業については長年農業振興費の約6割をこの事業が占めてきているという状況で、今年度も63.4パーセントを占めています。このように6割以上をこの事業に使ってきたんですが、八街市の農業は振興するどころか、本当に今後どうなるのかわからない。実際に今野菜を作っておられる方々も、10年後は野菜を作る人がいなくなるよというぐらい衰退をしてくれているんですが、どのように、この事業によって八街市の農業が潤ったのかどうか。その点について、どう考えているのか、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

この北総中央用水事業につきましては、現在、国の予算ベースで約80.4パーセントの事業が実施されております。これにつきましては、潤ったかということでございますが、これは今後、その事業効果が出てくるわけですが、この国営事業が終了いたしますと、現在、八街市では、今後既存の土地改良組合がございます。この既存の土地改良組合、10改良区あるわけですが、まずはこちらを中心に通水が可能なような状況になるように、各改良区と協議を進めていきたいと。それから、この北総中央用水につきましては、先般もお答えいたしました、地域用水というような面もございますので、これと兼ね合わせまして、今後この改良区の方々と協議をしてみたいというふうに考えております。

○京増藤江君

今後のことを見通しているんだというようなお話でしたが、毎年毎年、八街市の予算編成の方針で費用対効果を考えてやると言っているんですよ。これだけ農業振興費に6割以上使って、振興するどころから衰退しているのに、後で効果があるというようなことでは、本当に間に合わないですよ。やはり、これは北口開発をしたときも同じですけども、費用対効果がどんなふうにあるのかというのは、私はそのとき、そのときにやらないと、本当に大変なことになると、私は思いますので、いかにして農業振興をさせるのかというところでは、私は厳しく考えていただきたいと思います。

次に、203ページの道路維持費についてなんですけど、これは前年度比よりも95万5千円減っています。これは減らすものじゃないと思うんですよ。なぜ、減らすのか、まず、お伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

前年度よりも減った要因としましては、16節原材料費でございまして、前年度1千100万円だったんですけども、今年度は1千万円ということでございます。この減らしたことによります影響でございますけれども、これにつきましては、原材料等、現場で引き上げた製品等をストックしておりまして、その材料を有効に活用すれば、支障がないというふうに考えております。

○京増藤江君

これは、穴が開いたところとかは、本来ならば、どんどん直していかなくちゃいけないところでは、決して減らすものではないと思います。

次に、203ページなんですけど、道路新設改良費、私は道路の整備については、市のアンケートによっても、本当にやってほしい、整備をしてほしいという要望がアンケートによっても上位になっているところでは、やはり市の方策が遅れ過ぎているということがあると思うんですね。それで、一区50号線についてなんですけど、これは、私もしょっちゅう取り上げておりますが、この市道につきましては、警察官も本当にしょっちゅう立っていると。こういうところは、やはり危ないからなんです。四木の28号線の工事が終わってからということですが、いつ終わって、そしてこの一区50号線の改良計画は、いつからするのか、お伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

四木の28号線につきましては、平成25年度を終了としております。その前に一区50号線につきましては、財政状況等を考慮して検討してまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

先日の一般質問の中では、四木の28号線が終わってからということでしたので、平成25年度にこれが終了ということは、一区50号線はすぐに計画を立てられるんですね。どうですか。

○建設部長（糸久博之君）

改良につきましては、四木28号線が終わりましたら、あと114号線の方についても計画してございますので、そういった点を踏まえて、それが終わってからというわけではなくて、そういういろいろなことを考慮しまして、財政状況を考慮して検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

考慮してとおっしゃるんですけども、今までもこの一区50号線、前の市長も、そして今の北村市長も必要な工事であるということは言っておられるわけですから、私は早急に、これは計画を立てるべきだと思いますので、ぜひ、検討をすべきだと強く要求しておきたいと思います。

次に、204ページの道路排水対策費についてなんですけど、今回、第三雨水幹線事業をするということなんですけど、これによって、例えば太陽団地周辺、そして伊藤商店周辺の雨水対策ができるということなんですけれども、今現実には、太陽団地の上流には団地ができたりしています。今まで空き地だったところに住宅が建ち、その道路を歩いて太陽団地に水が流れている。そして、また、伊藤商店の付近、一区の火の見あたりにもお店ができたり、住宅ができております。こういうふうには、もう冠水をする、周辺が冠水するという場所について、そういうふうには開発が進んでいるんですけども、この冠水対策を考えた、そういう許可になっているのかどうか。道路から出る水が直接、例えば太陽団地の方に行っているよ

うな、そういうやり方をしているのか、していないのか。それを伺います。

○建設部長（糸久博之君）

その開発する場所によりまして、自然の流域の方向は決まってしまう。開発につきましては、その区域内で雨水を調整するというか、できるだけ浸透させて、そういう意味で流出抑制をしての開発の許可をしております。

○京増藤江君

今、具体的に太陽団地に流れる水をきちんと、そこに一編に流れないように処理しているのか、また、火の見あたりの水、開発されたお店とか、家の建設についての処理ができていのか伺ったんですが、具体的にどうですか。

○建設部長（糸久博之君）

開発地区地区で、浸透とか、そういった対策をとらせております。

○京増藤江君

例えば、太陽団地の上流に家ができていますけれども、浸透枡はできているかもしれませんが、道路の排水については、そのまま流れていると思いますよ。そういうことをきちんと解決しないで、一編に太陽団地に流して、そして第三雨水幹線をやると。そうやって例えば、その辺の冠水対策をするんだと。これでは、まず先に第三雨水幹線事業ありきじゃないですか。やはり、そのとき、そのとき、その辺が冠水しているならば、それ以上、冠水させない。そういうふうな対策を一々とるべきだと思うんですよ。そういうことがなしにしていたら、本当にこの冠水対策、八街中の冠水対策はいつまでたっても解決しません。また、後でいろんな大きな事業をしないと解決しない。これでは、幾らお金があっても足りないというところで、一つ一つ、街づくりをどうするのか。ここに、こういうふうにお店を作ったら雨水対策はどうなるのかということまで計算をして、街づくりをしていただきたいと、このことを要望して終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第12号の長寿祝金条例の一部改正についてから質問をいたします。

まず伺いますのは、この条例改正、長寿祝金を縮小するというものなんですが、その理由についてお伺いしたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

お答え申し上げます。改定の理由でございますが、高齢化が急速に進展いたしまして、高齢者の施策の対象者も年々増加しております。特に、現下の厳しい財政状況にありましては、財源の見通しも踏まえた中で、施策の選択を図っていかねばいけないと考えておるところでございます。このようなことから、平成24年度の予算編成におきまして、長寿祝金につきましては、いわゆる個人給付事業である点や税収の落ち込みで、財政がより厳しさを増

している点等を勘案いたしまして、見直しを行ったものでございます。

○丸山わき子君

やはり心から長寿を祝う、この気持ちは持ち続けるべきであるというふうに思うわけですね。それで、今回の削減総額は500万円弱なんですね。市の一般会計の予算、これは198億円。この198億円を成り立たせるのに、たかが500万円弱の高齢者の楽しみを奪わないと捻出できないのかどうか。その辺については、どうなのでしょう。

○市長（北村新司君）

まず、丸山議員に198億円ではなくて、193億円ということを訂正願いたいと思います。

それで、この長寿祝金のことでございますけれども、丸山議員が長きにわたりまして、おじいちゃん、おばあちゃんを大切にしている議員活動をしていただいたことは承知しているところでございます。しかしながら、私も丸山議員に負けないぐらい高齢者を大切にしている気持ちは十分持ち合わせております。これが長寿であったことを祝うんじゃなくて、長寿であってよかったなという街づくり、それが皆さんの協力いただいた中でしてまいりたいと思っております。私もこれから年を重ねます。その中で、高浜虚子が老農は茄子の心を知りて植ゆと彼がうたっていますけれども、そういう年のとりかたをしたいと思っております。このことにつきましては、丸山議員にも長い間のおじいちゃん、おばあちゃんを大切にしていた議員活動に心から敬意を表しますとともに、このことにつきましては、ご理解をいただきたいと思っております。

○丸山わき子君

褒め殺しになっちゃって、腰砕けになりましたが、しかしながら、193億円の一般会計の中で、わずか500万円を削減する。私は、あまりにもみじめです。限られた予算であることは十分わかっております。その限られた予算をどう配分するのか。税金の使い方が本当に問われている。まさに市政運営の大もとに関わる問題であるというふうに思います。私はそういった点では、地域防災計画の見直し業務、これは時間がないから委託するんだというふうに言いましたけれども、しかし、県のチェックシートを使えば、2年も3年もかからなくたって十分対応できます。これは、専門家である職員の皆さんの力で十分対応できる。そういう事業であるというふうに思います。こういった事業を削れば、これは852万円ですね。この事業を削れば、高齢者の皆さんに喜んでいただける施策をそのまま続けていくことができる。あるいは、先ほどから出ていますが、市長の給与、これももっと見直しをすれば高齢者の皆さんがほっとする。そういう意味では、税金の使い方をもっと見直しをすべきじゃないかと。それから、最後にやりますけれども、大池第三雨水幹線事業、これにつきましても、財政がない中で最優先で取り組むべき内容ではない。凍結させるべきであるというふうに思います。

そういった点では、市長がこの間、お年寄りを大切にすると、こう言いながら、その一方では、この祝金の大幅カット。大変矛盾している。私はこの条例の改正には納得できな

い、このように思っているところであります。

次に、議案第13号の国保税条例の一部改正なんですけど、まず、お伺いいたしますのは、対象世帯、それから引き上げ総額はどのくらいなのか、お伺いいたします。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

それでは、国保税につきましては、医療分と後期の支援分、それから介護の納付分と3つに分かれております。まず、医療分につきましては、今回1万円引き上げをさせていただきたいということで、ご提案しているところでございますが、その限度額を現在50万円に設定しておりますが、それを超過している納税者の方、世帯につきましては、今回対象になるということで、320世帯ございます。あくまで、これは10月期の所得状況での判断でございます。

次に、支援分としましては、現在13万円が限度額、これ以上の方は317世帯。それから介護納付分、現在10万円が限度額でございますが、この10万円を超える課税額になっている世帯が94世帯でございます。つまりは、最高で320世帯の方が今回の増額に何らかの影響があるというように理解しております。

それで、この増額に対します保険税の調定額、増分でございますが、738万6千721円、これは10月の所得の状況による試算でございます。

○丸山わき子君

国は、平成24年度の限度額の引き上げというのはやらないわけですね。というのは、この間、7年間連続して限度額を引き上げてきたと。八街市は1年遅れて引き上げをしたいということで、この条例案を出されてきているんですけど、なぜ、国が平成24年度は引き上げをしないのか。これは、中間所得の負担軽減を理由に行ってきたわけなんですけれども、結局は中間所得者層の負担増ということで、大変厳しい批判が国に上がって、厚生労働省もこの批判を認めざるを得なかったと。こういうさなかに、八街市が引き上げをすると。これはとんでもないことだというふうに思うわけなんです。これは、引き上げをすべきではないと。

それと、引き上げ理由の説明の中に、平成22年度一般会計から3千200万円繰り入れで、医療給付の増加額に相応した増加が見込めないとしているわけなんですけれども、しかしながら、国保の特別会計条例、ここでは、一般会計からの繰り入れをしていいんだと、繰り入れをしても問題ないということを行っているわけですね。そういう点では、何も引き上げ理由の中で、一般会計から3千200万円も繰り入れしちゃったから、ここで引き上げをするんですよではなくて、国保の特例条例に従って一般会計から入れれば、それでいいことだというふうにするわけなんですけれども、その辺については、どんなふうにお考えなんですか。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

丸山議員さんのおっしゃるとおり、国の方の考え方、平成24年度凍結したわけですが、これは協会健保の限度額110万円という想定額があるんですけど、これに合わせるように国は当初ずっと上げていくというような方向性を持っていたんですけど、今お話をいた

+

だいたとおり、市町村からのかなりのクレームも出まして、そういったところで、国が今年度は凍結すると。今後については、その引き上げをしていくことはしていくんだけど、この引き上げ額を1万円とか、2万円とか、小刻みに上げていくという方向性を先般打ち出しております。

そこで、八街市の今回の引き上げ、4万円という大きい数字でございますが、昨年度、平成23年度当初にも国は法律の中で限度額を引き上げております。この段階で、千葉県内で35団体が当初から引き上げを行っております。印旛管内におきましても、1団体が引き上げを行って、今回、平成24年度から6団体が一齐に引き上げるというような状況がございます。他団体のことは置いておきましても、本市の現状としまして、昨年度と今度の新年度予算におきましても、医療費が7億円以上増えているという状況の中で、一般会計からの繰り入れ、これも当然のごとお話いただけるように、できればもちろん、私どもの財政はある程度の見込みが出るということでございますが、現在の八街市の財政状況等もかんがみまして、財政当局とも協議をさせていただいて、その上で、まず、国保財政の法律も含めまして、その中で可能な限りの財源をまず確保すると。その中で不足したものにつきましては再度協議をして、一般会計からの繰り入れをしていただくというような状況で、今、ここ数年来ております。ということで、八街市におきましては、法規定の4万円下がった限度額を設定しておりましたので、今回、4万円を引き上げさせていただくというようにご提案させていただいたところでございます。

+

○丸山わき子君

市民は十分負担をしていると。もう限界であると、このことは滞納世帯が相変わらず多い。短期保険証の発行世帯が相変わらず多い。こういうところを見れば、一目瞭然であって、もうこれ以上、担税力はないということは明らかであります。国保運営が厳しければ、先ほども言いましたけれども、繰り入れは自治体の責務でありますから、当然であるというふうに思います。ですから、引き上げの理由にはならないというふうに思います。

次に、国保運営の改善についてなんですけど、本当に今、国保の会計が悪化している。これに対しては、当然、国の責任であるというふうに思います。国の補助金が大幅に減らされてきているというのが、各自治体、全国の自治体が国保運営に苦慮している、その原因であるということは明らかでございます。しかしながら、自治体でも努力していく必要があるのではないかと。長野県の小さな村ですけれども、医療費が増えない取り組みを積極的にやっている。これは、国の方でもモデル事業として取り上げているような状況なんですけど、それはやはり早期発見・早期治療、病気の予防対策を徹底してやっているということなんです。それで、病気の重症化を防ぐ。そのことによって、国保運営も改善されているというような、そういう取り組みがされているんですけど、八街市でも、そういった積極的な取り組みが必要ではないかと、この間、私どもも常に早期発見・早期治療の取り組みをやるべきじゃないかということを書いてまいりましたが、そういった点では、なかなか本格的な取り組みがされておられません。平成24年度は人間ドックの助成事業が導入されるわけなんですけど、しかし

+

ながら、これは一部であります。国保加入されるすべての方々が取り組めるような、そういった早期発見・早期治療の予防対策、予防運動といった、そんな取り組みを検討すべきではないかというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

私ども国保の関係で、八街市民のうちの概ね46、47パーセントの国保加入者がおるわけでございますが、ここまできますと、丸山議員さんがおっしゃるように、国保だけの問題ではない。八街市全体の住民の方が、市民の方が健康を保持していただくということが前提であるというふうに考えております。もちろん、その中で国保につきましては、財政的な問題もございますから、そういった健康管理課等々も一体となりまして、もちろん市民の方々にご参加をいただけるいろんな施策を展開していかなければいけないというふうに考えております。その中で、国保としましては、常日頃言われております端的に医療費を抑制するための一番の方策として、ジェネリック医薬品を有効に活用して、その額を先般も一般質問でもお答えしておりますが、1億円を超える削減策が出るであろうという推計も出ております。そういった面での国保の保険事業も進めていかなければいけないというふうに考えております。

○丸山わき子君

時間がございませんので、議案第25号、平成24年度の一般会計に関しまして質問いたします。特に、平成24年度の一般会計予算編成にあたりましては、東日本大震災後の初めての予算編成であります。しかし、全体としては、この震災を教訓として、防災対策を重視した内容にはなっていない。これは大変、私は残念に思っております。

時間がございませんので、2番目の住宅管理費について、ここでお伺いいたしますが、特に交進・朝陽住宅は大変老朽化しております。市の耐震改修促進計画の中では、この2つの住宅は、どのような対応をしようとしているのか、お伺いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

耐震改修促進計画ではなくて、住宅の再生マスタープランの中で建て替え等の検討となっております。

○丸山わき子君

それは、なしの話になっているでしょう。そんな、もっとこれは耐震改修促進計画だってお金をかけて、これを委託して作ったわけでしょう。ましてや市営住宅は市の施設ですから、当然、整合性があっていいはずですよ。こんなばらばらな状況では、何のためにこんな計画を立てたのか。これは大変ですよ。この住宅のマスタープランだなんて言っていて、何も手が付かずで、いつ朽ち果てるかわからないような今の状況の中で、先ほども地震がありましたけれども、大きな地震が来たら一編に潰れてしまいますよ。これは、市の耐震改修促進計画に沿って、早急に対応すべきであるというふうに思います。これは、市長どんなふうにお考えですか。

○市長（北村新司君）

先ほど担当部長より答弁がございましたけれども、八街市総合計画第2次基本計画、平成22年度から26年度に公営住宅再生マスタープランの見直しを行うということを言っております。そうした中で、市営住宅の適正管理をしてまいりたいと思っております。

また、今、耐震問題のことにつきまして、お話がございました。実住・榎戸・富士見・笹引・交進・朝陽の6団地の232戸は木造及び準耐火構造住宅で、老朽化が大変進んでおります。こうしたことも含めた中で、平成24年度以降に市営住宅の再生マスタープランの見直しを行う予定でございます。

○丸山わき子君

私は、先ほど一番最初に、この一般会計の予算の質疑をするときに言いましたけれども、本当に東日本大震災後、初めての予算編成であり、やはりそういったところも含めて見直しをして、この予算編成をすべきであったというふうに思うわけですね。大変、今後4年間の間に大きな地震が来る確率が大変高いと言われている中で、こんなのんびりとした対応というのは、あってはならない。市民の命を本当に守らなければならない地方自治体の役割を果たせていない。こう言わざるを得ないというふうに思います。

もう一つ、交進・朝陽住宅の約7割、ここには高齢者が住んでいるわけですね。いざというときに防災対策を一体どうするのか。この対策はとられているのかどうか。その辺についてお伺いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

特段、地震に対する防災対策という形では、とっておりません。

○丸山わき子君

とっていないのではなくて、とらざるを得ないと。これは、早急にそれぞれの住宅に対して、絶対地震のときに被害者が出ないような対策をとるべきであると。

市長、これに対してはどんなふうにお考えですか。

○市長（北村新司君）

市営住宅の耐震化はございますけれども、まずは各小学校の耐震を進めてまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

ですから、私は耐震化って言っていないじゃないですか。対策はどうするのと。いざというときの対策はどうするのというのを聞いたんです。市長、ちゃんと聞いてくださいよ、時間ないんですから。ですから、多分そう言われても困るんではないかなと思います。いざというときには、担当課がすぐ駆け付けて、すぐ避難をさせる。そういう対策をきちんととっていただきたい。朝陽にしても交進にしても、すぐそばに保育所があるわけですから、すぐ避難ができる。そういうことを常々住民の皆さんにも伝えるし、いざというときには駆け付けて、その対策をとっていただきたい。このことを申し上げておきます。

時間がございませんので、教育費のところ、1点お伺いいたします。外国語指導助手業務委託についてなんです、これにつきましては、業務委託雇用に関しまして、労働者派遣

法違反というような問題が多々、あちこちで発生しております。やはり、この問題につきましても、現場の中では、せっかく英語の指導助手の先生が来てくださっても、直接その現場の先生との打ち合わせの中で、授業が進められない。大変歯がゆい思いをしているという話も聞いております。今後のこの外国語指導助手業務委託に関して、どのように検討されているのか、お伺いしたいと思います。

○教育長職務代理者（長谷川淳一君）

本市のALT教育でございますけれども、平成23年度はプロポーザル方式によって委託方式で行っております。平成24年度以降につきましては、平成23年度9月補正におきまして債務負担行為、3カ年の期限と5千41万5千円の限度額の中で、先だって1月にプロポーザル選定審査で行いまして、1社業者が決定しております。これも委託方式で行う予定でおります。3年間の予定でございます。

この3年間をかねまして、直接雇用、また、委託方式について十分検討していきたいと思っておりますけれども、ただ、直接雇用は確かに事業の点では、いい点もたくさんあるかと思っておりますけれども、直接雇用を行うには、大変ハードルの高いところとかがございますので、その点も含めまして、3年間かけて検討してみたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

用務員さんも業務委託したんですけれども、実際には学校の経営の中でなじまず、直接雇用ということで切り替えたわけですね。外国語指導助手についても、直接雇用が高いとか、安いとかといった判断ではなくて、児童・生徒にとって教育的効果はどうかということ

をぜひとも追求していただきたいというふうに思います。全国で、この業務委託をしているのは、わずか35パーセントなんですね。あとのところでは、直接雇用をやっています。決して八街だけが大変な思いをしているわけじゃないんですね。やろうと思えば直接雇用できるわけですね。私はあくまでも児童・生徒の立場から、よりよい教育を追求するために、この英語の指導助手の採用をしていっていただきたい、このように思います。

次に、時間がございませんので、前後いたしますけれども、最後の議案第30号の下水道事業特別会計についてなんですけれども、これは大池第三雨水幹線事業について1点お伺いしたいというふうに思います。

この間、この事業に関しては、工法を見直しして、工事費を圧縮させたわけなんですけれども、いま一つお伺いしたいのは、1時間当たりどのくらいの雨に対応した排水管になっているのか。その辺についてはどうでしょうか。

○下水道課長（藏村隆雄君）

1時間当たりの降雨量につきましては、5年確率の50ミリ対応でございます。

○丸山わき子君

これは、私どもがこの間一貫して、50ミリでは間に合わないんじゃないかと。この間、八街市は既に1時間当たり80ミリ近い雨を観測しているわけですね。これに対応できるの

かといったら、当然できないのは明らかですね。そういった点では、この施設というのは、将来的にも大変心配な施設であります。そういった点では、なぜ見直しをされないのか。その辺についてお伺いいたします。

○下水道課長（藏村隆雄君）

ただいま丸山議員の方から81ミリ、過去に降雨量があったという話がございまして、確かに1時間以上81ミリ降った場合につきましては、現在計画している施設では対応できませんけれども、例えば、その81ミリが10分間の間でしか、相当な雨が10分間でやんだ場合につきましては対応できる施設でございまして、要は1時間以上50ミリの雨が降る場合にオーバーフローしてしまうという施設でございまして、また、過去の八街市の15年ぐらいのデータを見てみましても、81ミリが1時間以上降ったというケースは一度しかございませんので、そういう意味からしても、問題のある施設とは考えておりません。以上です。

○丸山わき子君

局所的に大雨が降るといのは、ここ近年の傾向なんですね。15年間の問題じゃないんですよ。やはり街づくりといのは、規模の小さいものを作るより、大きなものを作って100年の街づくりに役立てていく。これが本当の街づくりじゃないですか。私は、冠水対策に対応できるんだというようなことで、説明いただきましたけれども、肝心の雨の量に対応できないような、こんな無駄な施設を慌てて作る必要は全くないと。もっと凍結をして、これから八街の100年後の街づくりのために、どれだけのものを作っていったらいいのか、もっと十分協議をすべきである。その間にやるべきことはたくさんある。学校施設をまず最優先にしなければならないんじゃないかなど。

それから、先ほどの市営住宅、本当に市民の命、子どもたちの命を守るために、最優先にやらなければならない。こういうことをさておいて、十分な施設でもない、こういった幹線事業を一生懸命最優先でやる。こんな街づくりはあってはならない、このように思います。そういう点では、この大池第三雨水幹線事業については、もっと庁舎内でも大いに論議していただく。それから、市民の皆さんにも大いに論議していただく。そうした中で、納得した事業をぜひ実施していただきたい、このように思うわけであります。

あと残りわずかなので、議案第33号の介護保険条例の一部改正です。

この条例は追加議案で出てきたところなんです、保険料を引き上げるとい問題です。この引き上げにつきましては、全国平均の保険料、これは月4千160円になるわけですが、八街市はこの全国平均より上回って4千400円になるんだというようなことなんですけれども、八街市はこの引き上げにあたって、いろいろと配慮されているわけですね。新たに7段階にして、何とか負担を軽減させようという努力が一生懸命されているというふうに思います。しかしながら、段階によっては190万円から400万円の方を一くくりにして、年間の保険料を7万9千円にもしていると。こういったわずか年間所得が190万円の方と400万円の方と一緒に、一くくりにした保険料にするといのは、あまりにもこれは負担率の関係で不公平感が出てくるのではないかというふうに思うわけですね。そういう

点では、見直しをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○介護保険課長（宮崎 充君）

確かに保険料の第4期と第5期を比較いたしますと、第4期においては、7段階の8区分でございまして、第5期については、8段階19区分という形で、やはり7段階、8段階の方々につきましては、かなりの額が改定されるということになります。給付費等を考えた場合に、やはりこの段階で第5期につきましては、実施させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○丸山わき子君

先ほど申し上げました、所得が190万円から400万円の方々を一くくりにはしていると。しかしながら、年間所得190万円の方の負担率は4.15パーセントもある。400万円の方は1.98パーセント、同じ段階の中で、こんなに格差があつていいのかと。それはまずいんじゃないかなと思うんですね。ですから、この段階的などころでは、もう少し見直しが必要じゃないかなと。もし、やるのであれば、190万円からあと少し上の方々までは、軽減対策が必要ではなかろうかというふうに思います。

それと、もう一つは、低所得者層の保険料についてです。今回の見直しの中で、第3段階の方々は700円の負担減となっています。これは、私は本当に大変な中で、よく少しでもこういう対策がとれたなど大変評価します。しかしながら、第1段階、第2段階の方々は3千100円もの負担増になるんですね。収入がない方々が3千100円もの負担増になると。これは、平成22年度の決算からいきますと、第2段階では45パーセント、約半分の普通徴収の方々が滞納されているんですね。こういうふうに滞納があることがわかっていて、3千100円もの負担増、これをしていいのかどうかですね。やはり滞納がわかっていて、負担増をするというのは、絶対あつてはならないと。軽減対策をとるべきではないかというふうに思うわけですが、その辺についてはどうでしょうか。担当課では答え切れないんじゃないかな。市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

ただいまの滞納世帯と低所得者の救済対策ということですがけれども、低所得者に対する保険料利用者負担の軽減は、現行制度において所得の低い方に対しましても、制度的な配慮をしておると考えております。したがって、今後も国の制度に準じた軽減措置を実施してまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

国の軽減措置に準じたやり方をしている、なお、普通徴収の方々の半分は滞納していると。滞納して当然なのかと。当然していいんだと。逆に言えば、そういうふうに言わざるを得ないですね。では、滞納してもいいんですかと。そうじゃないと思いますね。誰もが利用できる介護保険制度にしていくために、また、頑張つて保険料を納めていただくためにも、きちんと軽減措置をとっていくのが、自治体の仕事だと思いますよ。国の言われるとおりに

やっていたら、滞納者がどんどん増えていく。その調整をするのが自治体の仕事だというふうに思うわけですね。私は、この点については、国の言いなりになっていないで、八街市が本当に高齢者を大切にすると、そういう姿勢があれば、その対策をとるべきであるというふうに思います。ぜひとも、その点で、積極的な対応をお願いしたいというふうに思います。

それで、もうちょっと時間がありますので、前に戻ります。国保のところでお伺いいたします。議案第26号です。

これは、限度額認定書の問題です。この間、八街市は滞納していると限度額認定書を発行しませんと、こういう対応をしてくれています。しかし、今、市民の皆さんは国保税を納められない。病院に行けない。そういったご家庭の中で、ご家族が次々と重傷の病気になっていく。それでも限度額認定書を渡さない。大変冷たい対応をとっていますね。私は、そういった点では、個々のケースに応じて、限度額認定書の発行をぜひ実施すべきであると、このように思いますが、どうでしょうか。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

限度額認定書の交付につきましては、国の基準に基づいて、私ども運用しているわけですが、その中で、当然、国の方も特例な措置ということで、滞納になってしまった原因が例えば世帯の主たる方が入院されたことによって収入が途絶えたために滞納しているというような方については、出しても差し支えないというような文書も出ております。そういったものも含めまして、当然、窓口のご相談を受けた中で、今後どういう方々には、その特例に該当しているんだということを検討していきたいというふうには考えております。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩いたします。

（休憩 午後 3時06分）

（再開 午後 3時16分）

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林政男議員の質疑を許します。

○林 政男君

私は、議案第2号、付議案の4、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問をいたします。

この案件につきましては、私が質問する前に何人かの議員の方が質問されております。そこで、まず最初にお聞きしたいのは、この市長給与のあり方というか、考え方というか、これは北村市長にお尋ねするんですけども、先ほど来出ております193億円の予算を組む中で、長寿祝金も含めて、いろんな意味で削減をお願いしているところでもありますから、市

長としても、それなりのご自分の給与に対しての思いがあると思うわけです。まず最初に北村市長に、自らの市長給与について、どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

今般、議案第2号の中で、私の給料を含めた中での三役の削減の案を上程したところでございます。この10パーセント減額につきましては、私の判断で決めたこととございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○林 政男君

それは承知しているんですけども、市長給与に対して、どのような理念をお持ちかをお尋ねしたんです。10パーセント削減したのは、議案で出ていますから、それはわかるんですけども、市長はご自分の給料をどのように、理念、こうだから、私は今回10パーセント下げましたと。今のお話ですと、私の判断で10パーセント下げましたというお話ですけども、それ以前に何でこういうふうな、例えば3割下げました、2割下げましたと、その中で10パーセント下げた、ご自分の信念というか、市長としての理念をお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（北村新司君）

前々から、この10パーセント削減は考えておったところとございまして、今般、私がちょうど1年3カ月目に入ったところとございまして、この10パーセント案につきましては、市長に当選して就任したときに、もう考えたこととございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○林 政男君

北村市長は、八街市の財政は健全であると、これからも健全財政を維持して頑張るとおっしゃっていらっしゃいましたから、当然2割程度の削減幅を打ち出すんじゃないかというふうに思っておりましたけれども、10パーセントでございました。今後とも、またいろんな意味で、市長の給与については、各界、各方面から注目されておりますので、市議会議員の給与の倍という考え方もありますので、八街市の市議会議員が今35万5千円ですから、その倍というような、そういう考え方もありますから、また、いろいろ研究していただきたいと思っております。

次に、議案第13号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

今回、これは4万円上がるわけですね。50万円が51万円、13万円が14万円、10万円が12万円と4万円上がるわけですけども、先ほど丸山議員に答弁された例ですと738万6千721円の増収を見込んでいるということとございまして。この国民健康保険の担当者の努力というのは、相当なものだと思います。しかし、残念ながら八街市のメディアに対する報道が不足していると思っております。また、伝え方がうまくないと思っております。

先般いろいろなやりとりの中で、平成23年度の八街市の国民健康保険の徴収、現年度分が従来77パーセントであったものが、84パーセントまで回復したと。これは八街市にとっては、すごい画期的なニュースなわけですけども、残念ながらあまり知られていない。

そして、八街市は国民健康保険が異常に高いというふうに風評があります。実際は全部調べてみると、千葉県の中で、そんなにトップの方を行っているわけではないんですけども、なぜかしらメディアに取り上げられて、全国ワースト幾つとか、いろいろ言われて大変苦労されていると思います。せっかくそういう事態になってきているのに、ここで4万円を一気に上げなくてもいいのではないかというのが、私の認識です。この4万円を改正することによって上がる税金が738万円ということですから、これは一気に上げなくても、せっかく77パーセントから84パーセントになったというのに、ここでまた、ある意味で追い打ちをかけるような増収をかけなくてもいいんじゃないかと。これは、値上げ幅を圧縮して、少しずつご理解を市民の皆さんにいただきながら、値上げするのが本当ではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

今の林議員さんのご質問の内容につきましては、私どもも当然のごとく1年間据え置けております。その中で、他市町村の情報交換等も踏まえながら、この限度額を上げることについては、担当職員とも吟味してまいりました。今年度、今お話があったように収納率は画期的といいますか、84パーセントというのは12月現在での推計だったのですが、若干変動があると思いますが、83パーセントから84パーセントの間ぐらいは確保できるのではないかというように、今見込んでおります。金額といたしましても、予算額よりも1億円ほど上回る。また、昨年度の収納額よりも1億5千万円近く上回るのではないかという中で、それでもなおかつ医療費が毎年3億円ほどずつ前年度と比較すると上がってきているという中で、やはり財源の確保ということで、何とか少しずつでも財源としての見込める範囲を見込まなければというのが最終的な私どもの結論でございました。

そこで、今お話し of 段階的 というお話でございしますが、先ほどの丸山議員さんのご質問の中でもお答えしたのですが、今年度、平成24年度については、国は凍結をしたと。しかしながら、先ほど申しましたように、協会健保の最高額に達するまで国保も引き上げていくんだというのが国の考え方でございまして、110万円という一応基準額を国が持っております。そこまでの間は、これからは段階的に、今まで4万円ずつ2年間上げてきたのですが、これを段階的に1万円とか、2万円ずつ上げていかなきゃいけないと。多分、平成25年度は上がってくるだろうというふうに、私どもは思っております。

そういうことにおいて、国の基準と私どもの方で、やはり段階的に緩和策を講じていくと当然のごとく、また開きが出てしまうということも踏まえまして、高額の対象としますのはやはり600万円以上、650万円ですとか、世帯によってももちろん違いますが、対象の所得者がさまざまでございますが、高額 of 所得の方には、大変負担があるということは承知しておりますが、何とかご協力をいただけるように、私どもも国保 of 現状については市民の方にやはりつまびらかにしながら、ご理解をいただけて、引き上げさせていただくというようにお願いするところでございます。

○林 政男君

担当課の苦しみというか、憂慮していることはよくわかるんですね。ただ、一方、私が心配しているのは、八街市の今毎月の人口の流出入がありますね。これが平均すると大体70人ぐらい流出というか、人口が減っているんですね。いわゆる自然減というよりも社会減がかなり占めているのではないかと思います。その一つの理由が、八街の国保は高いというんですね。先ほど申し上げたように、八街市の国保を調べてみると、県平均にするとそんなに高いところにはないんだけど、高いというイメージが定着しちゃっている。そこで、また値上げをしたら、ある意味で八街市が値上げしてくれたら、近隣市町村も八街市さんの金額に付いていくということで、まず、八街市がある意味で、その先頭を切ってしまうようなところがありますから、それはおやめになった方がいいんじゃないですか。せっかく77パーセントが84パーセント近くまで回復したんだから、市民がせっかくそこまで協力してくれるという態勢の中で、この値上げ幅を少しでも圧縮できないかというのが、私の考え方です。特に人口の流出を止めないと、今、7万5千人ぐらいいますけれども、70人ペースで行くと、今の状態が続くと7万人を切るということも、あり得る数字になってきました。何とか、この八街市にとどまっていただくためには、こういう国保も急に大きく値上げするんじゃないかと、少しずつご負担をしていただくような形にしないと、なかなか難しいんじゃないかと。特に、平成27年度に、今、国の方針は市町村から県単位にしようとする法令も出るみたいですから、その間はやはり大変でも皆さんにご負担を少しでも軽減しながら負担していただくという考え方に立てば、そして人口の流出を防ぐという意味であれば、何とか今回この4万円というのを2万円ぐらいずつ、2年にかけて4万円にしていくような方策をとられた方が、私は市民感情としても、この国保に対するイメージとしてもいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市民部参事(事) 国保年金課長(石毛 勝君)

そういった面での当然、市民の方々を配慮する方策というのはあるとは、私も認識はしておるんですが、先ほど来ご説明を申し上げたとおり、来年度、平成24年度の収納率が今現状の収納率を維持できるか。これは、もちろん努力して維持し、なおかつ、もっと収納額を上げなければいけないというのは、当然のごとく思っておりますけれども、その中で、ある程度安定した財源を確保するという意味合いで、今年度につきましては、何とか4万円の引き上げで、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○林 政男君

担当課の苦渋というのは、よくわかりますので、この人口の流出という観点からすると、大変じくじたる思いがありますので、この辺は市長とよくご相談なさって、最終的に決裁していただきたいと思います。

次に、議案第25号、平成24年度八街市一般会計予算、155ページの3款3項2目扶助費、生活保護費関係についてご質問いたします。

八街市の平成23年度の生活保護費関係の予算が12億円でございましたけれども、平成24年度提案されているのは16億円ですから、八街市の持ち出しが4億円ということにな

ります。そこで、お尋ねをいたします。

多くは、この増加分については医療分が増加するというので、3億円から4億円、1億円近くの負担が増えるわけですが、それから、この1億円増える分の医療費が増えるというのは、よくわかるんですけども、この申請の件数が私の聞いたところによりますと右肩上がりから少し横ばいっぽくなってきたりというふう聞いておりますけれども、現実はどうなっておりますか。

○市民部長（加藤多久美君）

平成24年度予算の生活保護費関係については、今、議員の述べられた数字なんですけれども、平成23年度予算当初が12億8千万円、平成24年度が16億7千万円強ということで、伸び率的には30パーセント増ということで、予算の方は計上させていただきました。ご案内のとおり、生活保護というのは法定受託事務でございます。財源的に国から4分の3来ます。それから、残りの4分の1は一時的に市の負担ということで、これについては普通交付税の措置が翌年度に来ます。これについては、例えば、私は前に財政課にいたんですけども、平成22年度普通交付税で、生活保護費関係で3億6千万円ぐらい普通交付税として基準財政需要額には算入されております。要するに市の4分の1はすべて税金で賄えているということでは、法的にはございませんことを、ひとつご理解いただきたいと存じます。

なお、この医療費の増につきましては、平成23年度当初予算ベースで5億6千600万円、今回計上させていただいたのが、8億2千800万円ということで、かなりの増を見込んでおるわけですが、やはり今年度、平成23年度の医療費の支出の状況を見ますと、ほかの費目、生活扶助や住宅扶助、教育扶助に比べて突出して増えていると。多い月ですと、月8千万円ぐらい医療費扶助で出ているということで、この現実を見据えまして、当初予算には計上したところでございます。これについては、医療費扶助、生活保護の世帯が高齢者及び障がいを持った方が8割強を占めておりますので、当然その関係では8割近くは病院に通っているということや診療所に通っているということで、医療費の方もこれについては、本当に右肩上がりということでございます。年度によっては、入院関係が増えたりなんかで増減することはございますけれども、やはり生活保護世帯の現状を見ますと、医療費の増加は避けられないのではないかなというふうに考えておるところでございます。

それから、申請書の件数等の推移ということだったと思うんですけども、平成23年度を今4月から1月ベースで申請の件数を見ておるんですけども、4月から1月のトータルで146件、保護の申請が上がっております。月によってはばらつきがございます。かなりばらつきがあつて、4月が7件、5月が23件、6月が15件、7月が16件、8月が12件、9月が22件、10月が16件、11月が8件、12月が16件、1月が11件ということで、傾向的なものはこれだけでは、はっきりしないのではないかと。ただ、やはり申請件数、保護開始世帯とも純増しているというのが現状でございます。

○林 政男君

本当にお困りの方には、この生活保護というのは大変ありがたい話なんですけれども、国

民年金を40年かけた人よりも全然かけなかった人の方が今いいと言われているんですね。というのは、医療費が無料ですね。ひと月、俗に言う高額医療費のお支払いをされている方もいらっしゃると思います。幸い、私の聞いたところでは、八街市は一番お支払いした人で150万円程度というふうにお聞きしていますけれども、そういう高額な医療費のお支払いというか。先ほど加藤部長が言われたように、基準財政需要額の中に、地方交付税の中に来るという話ですけれども、地方交付税の中に書いてあるんだけれども、色が書いていないんですね。これが生活保護のあれだとか、全体の地方交付税の中に来るわけですから、実質的にはやはり市の持ち出しにつながるんですね。すべてこの金は、この特定の支払いの目的に使いなさいということに来るわけじゃなくて、基準財政需要額の中に入ってくるわけですから、大変その辺の色が付いていないから非常に難しいと思うんですね。

そこで、お尋ねしますけれども、この生活保護費の中で、今、私が申し上げたように、次の2番とも絡みますけれども、高額医療費、これはちょっと異常に出ているのではないかと、そういう事例はありますか。

○市民部長（加藤多久美君）

今、データの的には、昨年4月から12月までのデータを見ておるんですけれども、一番多い人が保険点数自体が44万点の方がいらっしゃいます。これについては、やはり入院ということで、脳出血をして多分オペして、入院になったということで、この方が最高で点数的には44万390点ということで、1点あたり10円ですので、440万円ぐらいの医療費ということになります。

それから、このデータは保険点数が10万点以上の方が、この4月から12月で24名の方がいらっしゃるというのがデータの的には言えると思います。

○林 政男君

慢性疾患の方、やはり大変なんですよ。生活保護を受けられている方も、大変厳しい方もいらっしゃるって、その方はやはり次々と検査入院とか、いろいろしますから、かなり行ってしまうのはよくわかりますけれども、新聞報道とか、そういうので高額な医療費で、お医者さんの方も完全にお金がもらえるので、いろいろ薬品をどんどん出してくれるというような、そういう話も聞きますから、その辺をこれからチェックをお願いします。

適正受給について、これはどうして質問するかというと、八街市にお住まいでない方が八街市に1日の日に受給にお見えになりました。その方とお話しました。「今日はどちらからいらっしゃったんですか」と。船橋からいらっしゃいました。「今日はどうしたんですか」と。「八街市に受給、1日ですのでいただきに来ました」と。そういうことはあり得るんですか。

○市民部長（加藤多久美君）

八街市に例えば住民票がないとか、そういう方もいらっしゃいますし、例えば施設に入所するとか、病院に入院するとか、そういう場合については、そういうケースもあり得るのかなというふうに考えております。

○林 政男君

そうすると、私は古い考え方もかもしれませんけれども、八街市に長年お住まいで、八街市に貢献していただいた方が、たまたま条件が悪くて生活保護を受給されるということであれば、私もずっと応援したいなというふうに思うわけですが、八街市にお住まいでなくて、たまたま八街市で受給条件を取得されて、それで1日の日だけ八街市にお見えになって、生活保護費をいただける。それは、監視体制というか、追跡体制が私は不備ではないかというふうな認識をするわけです。いろいろ、今、風評が八街市に行けばもらえるというような話も聞きます。というのは、ケースワーカーが、それぞれ各市町村が対応して、それぞれの条件にあった人に生活保護を支給されていると思うんです。ですから、そこはやむを得ないと思いますね。八街市に限らず、どこの市でも。ただ、受給条件が申請条件と同じかどうかという確認をする必要があると思いますね。1月後、確かに申請どおりの住宅、それからいろんな意味で申請どおりでしたということであれば、それはいいと思うんですけれども、その辺の追跡が今後の八街市の生活保護費に対する考え方がいろんな各界、各層、いろんな場面に伝わっていくと思いますので、その辺、部長としては、これからどのように、その辺の追跡を。私が知っている限りは、やりたいんですけれども、人数が少なく、とても受け付けるだけで精いっぱい、とても追跡まで人が回らない、手が回らないと聞いていますけれども、そこら辺をしっかりとやらないと、八街市に行ったらというような、そういうことは議員としてもあまり聞きたくない言葉なので、その辺、部長としてはどのようにお考えか、お願いします。

○市民部長（加藤多久美君）

お答えする前に、先ほどの船橋市の云々というケースにつきましては、不確実な情報でございますので、コメントの方を差し控えさせていただきたいのが本音でございます。

それから、実際、被保護世帯につきましては、定期的に私どものケースワーカーが訪問するというので、計画は立ててございます。例えば1カ月に1回とか、3カ月に1回、6カ月に1回という被保護世帯の状況によってランク分けして、実際計画は立てておりますが、現実的に今新規の申請等々がございます、今、ケースワーカーが厚生課入れて6人、査察指導員が1名ということで、基本的にケースワーカー1人当たり標準が80世帯ということになっておりまして、本年1月末ですと一人頭100世帯以上抱えているというのが現状でございます。この点からも、昨年秋頃、総務部と今年の4月の人員配置協議を行ったところでございまして、ケースワーカーについては、必ず増員していただきたいという要望を切に総務部の方にはしてございますので、4月に楽しみにしているというのが、私の本音でございます。やはり、やりたくても外に出られないというので、歯がゆい思いをしているケースワーカーが全部でございますので、その辺については、私、福祉事務所の所長でございますが、市全体として生活保護のことを考えていただければ、当然その実施体制については必ずや整備していただけるものだと、そのように確信しておりますのでございます。

○林 政男君

何でこんな質問をするかという、ある首長がすごい受給申請が多くなって、それをすべて片っ端から、「はい、わかりました」ということで、条件が当てはまっていれば、すべて受け入れた。そのかわり、徹底的に今度は追跡したんですね。そうしたら、この市は厳しいということになったら、申請件数が右肩上がりだったのが、一気に申請件数が大幅に減って、それ以後は、あの市では追跡が厳しいから申請はよそうというような、そういう市もありました。

最後に、総務部長の方に要請だけしておきます。今、人員確保については、市民部長から総務部長の方にくれぐれもよろしくということで、振りましたので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

申し訳ございません。先ほどの議案第13号のご質問の中で、林議員さんの方から今年度、平成23年度の収納率見込み、84パーセントという数字が出されまして、私もそれにあわせまして、今の12月期の収納状況、これと過去3年間の今後5月までの収納状況等を見据えた、あくまでも推計として83パーセントから84パーセント行くのではないかとというようにご答弁させていただきました。これは、あくまでも途中経過時の数字でございますので、これが確定ということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、林政男議員の質疑を終了します。

次に、加藤弘議員の質疑を許します。

○加藤 弘君

議案第12号、八街市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について伺いますが、今回の改正につきましては、100歳で切られております。この100歳で切る理由とはどういうことなのか。というのは、私からすれば、できればより以上に長生きしていただいて、いわゆる金さん、銀さんじゃないですけども、やはり街を挙げて祝う方が1人でも多く出てきて、やはり市民の方々に、それを心意気、また、活気を持っていただくように、そういうことによって、今も出ました元気になることを目標とさせれば、また、国保の財政等にも、これは後で伺いますけれども、いろんな形で響いてくるんじゃないかという気もします。どのような考えから100歳で切られたのか。財政が厳しいのはわかります。

先般、新聞を見ていましたら、成田市さんの議会の開会の予告が出ていまして、その中には成田市さんも今までは75歳以上に出していたと。毎年5千円から3万円、年に8千万円を計上したと。ですが、改正で77歳と88歳、99歳と100歳の市民に2万円から8万円。101歳以上は毎年3万円とする制度。こういう形で報道されております。やはりこの100歳で切るというのは、高齢者の方に対してどういう影響を与えていくか。その辺のことも踏まえて、切った理由を教えてください。

○市民部長（加藤多久美君）

長寿祝金につきましては、平成に入りまして、平成13年度、平成16年度と改正してお

ります。平成13年度におきまして、敬寿の節目ということで、いわゆる75歳以上のすべての方に祝金を差上げたのも、敬寿の節目ということで、75歳、80歳、88歳、99歳、100歳以上というのが平成13年度の改正。それから、平成16年度は、いわゆる平均寿命が延びた等々、高齢者が増えるということで、75歳以上をカットしたというような改正の歴史はあるわけですが、今回100歳以上につきましては、やはり敬寿の節目ということで、80歳、88歳、99歳、80歳が傘寿、88歳が米寿、99歳が白寿、100歳につきましては、一世紀ということで、一世紀を長寿していただいたということで、それは節目ということで捉えさせていただいて、その節目をより厳格に解釈しまして、101歳以上については、今回廃止をご提案したというのが現実でございます。

○加藤 弘君

何か納得できないですね。ご自分の身の回りに、やはりそういう方がいたら、お祝いしてあげたいと。市長はさっき祝金だけじゃないということを言われていましたけれども、私も何年前に100歳以上の方でお祝い金をもらったということに聞かされたんですけども、八街の市長さんが来て激励してくれたと、手を握ってくれたと、こういう言葉をいただきました。そういうやはり温かさ、これまでやはり八街市を培ってくれた人たちに感謝の気持ち、お金云々じゃない。その節目を付けるのもいいですけども、100歳で10万円なんだったら、7万円でも8万円でもいいじゃないですか。何らかのもので、やはり感謝の気持ちをあらわしてあげるというのは大事なことだと思いますけれどもね。市長、その辺はいかがですか。

○市長（北村新司君）

この件につきましては、大変100歳というけじめの中で、今回こういう提案をさせていただいたものですが、加藤議員からご指摘のあったことも含めまして、私も加藤議員と同じぐらいに、先ほど丸山議員にも申し上げましたけれども、高齢者に対する気持ちは人に負けないつもりでおります。また、そうした生き方をしてまいりました。今回この提案につきましては、ご理解をいただければと思っております。

○加藤 弘君

ご理解はいいんですけども、やはり実際に動くということ。もし、お金が予算的にできないのであれば、市長が出向いて、言葉をかけるという、そういうことに変えたっていいと思うんですよ。賞状1枚だっていいと思うんです。手ぶらだっていいですよ。紙1枚でも喜びます。市長が行って、手を握ってあげて、よくここまで頑張ってくれたと。そういう言葉をかけてあげることは大事だと思うんですよ。1つの目標ができますから、また、来年も伺いますと市長が言ってくれば、そういう方は、また生きがいができます。そういう方向に一旦出した条例を変えることは絶対しないという考えではなくて、やはり多くの意見をいただきながら改正するところは改正するという考えも持っていたきたいと、私はそういう考えでおりますので、再度、市長、ご自分なりに考えてみてください。お願いします。

それと、議案第13号ですけども、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ

いてですが、先般あるところの集まりで、2カ所ほどで、国保のことに関することを伺いました。担当課にも1つは伝えました。その伝えた内容というのは、風邪を引いて、ある医院に行っただと。そうしたら10種類の薬を出された。本人はそれを受付の看護師さんに聞いたら、先生が必要と判断したから出したんだということを言われたと。でも、その患者さん、かかった人は納得できないで、ほかの医院さんに行っただと。今度は3種類しか薬はくれなかったと。その後、実はこういうわけだったんだけれどもということを先生に話したら、「いや、それは必要ない。これだけあれば十分ですよ」ということを言われたと。確かに医者にかかるのは、どこにかかるかは本人の自由です。ですけれども、そういう形の事実もあるということ。

また、もう一つ伺っております。看護師さんから金曜日に退院だということを伝えられたと。家族等にも連絡し、迎えの者も呼んだと。ところが夕方になって支払いに行こうと思って看護師さんに尋ねたら、今日は先生が忙しいから、退院はできません。月曜日になりますと伝えられたと。これが、本人にすれば土曜日、日曜日は何の治療もないと。ただ、その前にもらった薬を飲んでいただけだと。それで、月曜日になったらお昼のご飯どうしますかということを知られ、断ったら、会計に行ってくださいということで支払って帰ってきたということを知っております。こういうものは、大変な浪費だと思うんですね。国保の方からも年に何回か、どこの病院にかかりましたか、かかっていません、薬をもらっていませんというはがきをもらいます。そういうようなチェックがやはり必要じゃないかと。

また、市長にもこの前、お願いしましたが、医師会の方々との話し合いの機会を持っていただきたいという話を市長にもしました。やはり八街の国保の状態が医師会に対して十分に伝わっていないんじゃないかと。今日の議案質疑の中でも、国保に関しては何人もの方がやはり質問されております。そういう歳出の面のチェックも、いま一度、方向を変えて見る必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○市民部参事(事) 国保年金課長(石毛 勝君)

先ほど加藤議員さんのお話、前に一応お伺いはいたしまして、この医療機関でのそういったトラブル的な内容につきましても、窓口でも年のうち何回かは、私の耳にも入ってきております。その段階で、先般、どうしても医師会等にそういった内容を言いたいというようなお話がございまして、国保年金課の方で対応できる問題ではなかったものですから、調べましたところ、佐倉の保健所さんを通して医師会の方に、そういった申し入れをしてくださいというようなことで、お答えをさせていただいております。

それから、医療費の抑制、これは本当に私どもも最善なる課題としてあります。それで、以前からの議員さんからレセプト点検の委託をしている中で、どれほど効果があるんだというようなご質問もいただいております。ちなみに、私どもレセプト点検において、当然、資格がまずあるかどうかの点検、それから各病院、もしくは薬剤員からも請求内容が出ております。その中の点検。それから、給付発生の原因が何なのかと。例えば交通事故で、これが保険対象なのかとか、そういったところの点検をすべて専門家である業者に委託をして、今、

処理をしております。ちなみに、平成22年度の実績でございますが、その中で国保連合会の方に、これはおかしいのではないかとということで、返して再点検をしていただいている件数が3千152件、その対象金額として4千247万6千円ほどの医療費分について、差し戻しをしております。そこで、何らかの原因で変更が減になった金額としましては、470万円程度の額は減額になって請求されてくるというようなレセプト点検の方も毎年これはチェックの件数が伸びております。ちなみに、平成21年度は2千700件、平成20年度に戻りますと2千200件ということで、毎年チェックをしていく内容についても伸びております。これは、医療機関が完全なる作為的にミスをしているわけではございません。何らかの形で点数が間違っているとか、そういったものも当然ございます。それから、あと資格の他の被用者保険に移っているにも関わらず、国保の保険証で受けてしまったとか、そういったものも当然のごとく出ております。こういったものをさらに充実をさせることによって、まず、基本的な請求が合っているのかどうかということからも、まず、医療費を抑えていく1つの手だてであるというふうには考えております。

それから、また、ここ数年いろいろと議員さんからご質問のジェネリックの差額通知の効果、これは他県、他市町村でも有効に金額が明らかになっております。そういった面でも、やはり最終的に追いかけるのは、専門的な知識を持った保健師さんですとか、そういった方に被保険者との直接的なお話をして、何とか医療費の抑制につなげる手だてをしていかなければいけないというふうには考えております。

+

+

○加藤 弘君

先ほども林議員の質問の中で、平成23年度の収納率が83パーセントから84パーセントということのを伺いました。今まで本当に八街は、最下位だ、最下位だと言われてきたものが、皆さんの本当に一生懸命の努力で、ここまで上がってきたと。それが実際の数字になってあらわれてきたと。やはりこういうことがある中で、同じことを言うようになりますけれども、これだけの4万円という金額を上げるという大変厳しい状況にあると。これは財政が苦しいですから、それこそ数年前に医療費が国保で払い切れないということで、一般財源から繰り入れしたことも伺って、わかっておりますけれども、改正後の一生懸命皆さんがせっかく努力して上げてきた収納率、これは改正後はどのくらいを見込まれているのか教えてください。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

平成24年度に改正をさせていただいたとした場合に、その収納率がどういうふうに変わっていくのかというご質問だと思うんですが、基本的に先ほど来、お話をしています、この4万円を引き上げさせていただくことによって、影響のある調定額が738万6千円何がしかと。これを単純に調定総額で割ってみますと0.3ポイントが収納の中にプラスされてくるというような単純なる計算になります。それだけではございません。当然、納税課さんを中心に連携をもちまして、今年度ずっと収納対策を進めてきております。とにかく滞納されている方との接点を持つということが、まず、私どもの第一の目標でございます、その原

因をまず聞いて、その中でどういった形で、結果的にこれは納付がなければ、どんどん、ただ膨れるだけでございますので、それを何とか少しずつでも解消できないかというのが、私どもの方も考えてあげなければいけないということですので、そういった面は引き続き行ってまいりまして、なおかつ、悪質と言われる、こちらからのお話にもならない、納付の担税能力はあるであろうという方につきましては、納税課の方での差し押さえ、または搜索等におきまして、その滞納額を回収していくというような方策をこれからもとっていかなければいけないというふうに考えています。

○加藤 弘君

いろんな努力をされていることも十分わかっております。また、医者にかからないようにするための方策で、各種健康診断もやられておりますけれども、こういうものの受診率の伸びが、やはりあまり極端に伸びる様子もない。やはり、ある程度アピールも私たちの八街市は下手じゃないかなという考えも受けられます。というのは、商業感覚でいろんな見方をすれば、いろんな角度から物が見えてくると思います。そういう見方を変えることも、やはり必要ではないかと。若い方の意見等がどの辺まで取り入れられているのか、わかりませんが、いろんな改革する中で、やはり幹部だけではなくて、若い方の意見、新しい意見、自分たちにはない意見、そういうものも取り入れていく必要もあるのではないかと。

以前の一般質問でも伺いましたけれども、やはり人口が減っていくということは、大変大きな問題だと思うんです。先ほども林議員が言いましたけれども、すべてのものに影響を与えてくると。税金、国保、いろんな形で、また、消防等、いろんな問題に膨らんでくると思います。やはり、この人口が減る、減らないようにする方策、勤務先をよその街に持つていくのではなくて、やはり八街の中に勤務できるという形。あと、社会整備の問題もあるでしょう。社会基盤の整備の問題もあるかと思えます。ですが、まず八街に住んでいられる状況をやはりこれからいろんな改革の中で、再度考えていく必要があるんじゃないかと思えます。

一応、その辺、市長もいろんなお考えがあると思えますので、ご自分の意見もどんどん出していただき、担当の部長さんたちといろんな議論をしていただきたいという思いであります。

議案第25号ですが、211ページの電線類の地中化整備工事、整備場所と距離。この整備場所はどのくらいあるのか。また、その距離がどの程度あるのか、その辺をお伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

整備場所につきましては、国道409号と市役所の前の市道224号線の隅切り部分でございます。延長は約10メートルでございます。

○加藤 弘君

あと、この電線の地中化は、どのくらい残っているのか、おわかりでしたら教えてください。

○建設部長（糸久博之君）

平成24年度、これで大体終了する予定でございます。

○加藤 弘君

同じ211ページで、公共核施設整備事業費、測量業務ですね。今後の計画と進行、その辺についてお伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

公共核用地の有効利用につきましては、現在、庁内で検討を進めており、活用之际しまして、土地の面積、区域などを明確にする必要がございますので、測量費を計上したものでございます。

○加藤 弘君

今後の計画は。

○総務部長（浅羽芳明君）

ただいま建設部長から答弁がありましたように、現在、庁内で検討している状況でございますので、その経過を少し説明させていただきます。

このことについては、庁内関係課で協議をしている中で、職員にもアンケートをとっております。30件程度の回答がございました。それから、あとは経済環境部の関係でございますけれども、今年度、駅周辺の活性化を図ることを目的として、八街駅周辺地域活性化協議会、これを立ち上げてございまして、その中でも、この土地を有効利用して商業の活性化を図るために、朝市の開催などを検討しているというようなことで、これに関連しまして、昨年9月に土曜市の出店組合の方から北口市有地への移転に係る要望書、これは整備に係る要望ということでございますけれども、こういったものが出されております。

それから、民間の企業の方からも駐車場の用地として賃貸借というような提案、こういったこともございます。先ほど申し上げましたように、スピードは遅いと言われてしまいますけれども、まだ、途中経過ということでございますが、活用の視点、それから基本的な考え方といたしましては、まず第一に市民の方に有効に活用してもらおうようなこと。それから、駅前の活性化とか、産業振興、これにつながるような活用ということ。これで、できるだけ多目的な用途に活用ができればということを基本的に考えております。

それから、もう一つの視点としては、財源確保といった観点。これから、この観点からの検討、これも必要でございます。それぞれ、今申し上げた2点、個別の観点からの検討、それから、今申し上げたような両者、この2つを組み合わせたような観点からの検討、これらを視野に入れながら、現在協議、それから調整を行っているというような経過でございます。

○加藤 弘君

それでは、266ページの八街キャンプ場の土地賃借料ですね。現在の使用状況はどのようになっているか、お伺いします。

○教育長職務代理者（長谷川淳一君）

キャンプ場の利用状況でございますけれども、平成20年度が1千154人、平成21年度が1千446人、平成22年度が1千770人、今年度、平成23年度2月24日現在の集計ですと、1千533人ということになっております。

○加藤 弘君

これは、ほとんど団体ですか。

○教育長職務代理者（長谷川淳一君）

大体、20、30人の団体利用の方なんですけれども、個人でも利用されている方がいらっしゃるということでございます。

○加藤 弘君

先日、今は3・11以降、家族で海外へ行く人も減り、その方たちが国内から県内、県内から地元という傾向が顕著に出てきております。そういう中で、私の知っている方が、このキャンプ場を使いたいなと思った。どういうふうに使っていいか、わからないと。どこへ問い合わせればいいかもわからないということで、私もこの間、調べましたら、インターネットにも載っていないということで、そういう広報なり、インターネットで見られるような形を講じてもらうような考えはできないでしょうか。

○議長（鯨井眞佐子君）

加藤弘議員に申し上げます。2問になりましたので、答弁はありません。

○加藤 弘君

では、今のことを検討をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、加藤弘議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑はすべて終了いたしました。

ただいま議題となっています議案第1号から議案第33号を配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日、29日から3月15日までの16日間を各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

29日から3月15日までの16日間は、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

+

3月16日は、午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時15分)

+

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第33号

質疑、委員会付託

2. 休会の件

-
- 議案第1号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第7号 八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八街市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八街市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 八街市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 八街市暴力団排除条例の制定について
- 議案第16号 八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 平成23年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第19号 平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第21号 平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第22号 平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
- 議案第23号 平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

+

- 議案第24号 平成23年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第25号 平成24年度八街市一般会計予算について
- 議案第26号 平成24年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第28号 平成24年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第29号 平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について
- 議案第30号 平成24年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第31号 平成24年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第32号 千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第33号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

+

+

+

+

+